

拷問等禁止条約

第2回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答（仮訳）

2011年7月

第1条及び第4条

1. 前回の最終見解において拷問禁止委員会（以下「委員会」という）より勧告された、拷問等禁止条約第1条に含まれている拷問の定義を国内法に取り入れるためにとった措置につき情報を提供されたい（最終見解パラ10）。特に、刑法における「精神的拷問」の定義、及び、該当する行為に対する罰則についての情報を提供されたい。さらに、締約国の刑法が、あらゆる職種の公務員、又は、公務員若しくはその他の公的資格で行動する個人の扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下で行動する個人を含め、公的資格で行動する個人を対象としているのか否かにつき説明されたい。

（答）

1 本条約にいう拷問に当たる行為（未遂及び共犯を含む。）については、我が国の刑法上、特別公務員暴行陵虐罪、特別公務員暴行陵虐致死傷罪等のほか、内容によっては、公務員職権濫用罪、暴行罪、傷害罪、遺棄罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、並びに、殺人罪、強制わいせつ罪、強姦罪、強要罪及びこれらの未遂罪等刑法等における種々の犯罪又はこれらの共犯に当たることから、敢えて、新たに本条約における拷問の定義規定を設ける措置は講じていない。

精神的拷問については、看守者等が被拘禁者に対し精神的苦痛を与える行為も特別公務員暴行陵虐罪に当たると解されているなど、精神的な拷問行為についても、その主体、態様、結果等の相違に応じ、同罪のほか、公務員職権濫用罪、特別公務員職権濫用罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、強制わいせつ罪、強姦罪等として、処罰の対象とされている（これらの罰則については、以下「(参考1)」のとおり。)

2 また、これらの犯罪について、共謀又は加担に当たる行為をした場合には、公務員であるかどうかを問わず、現行刑法上の共犯規定によって処罰の対象となる（共犯に関する刑法の規定は、以下「(参考2)」のとおり。）ことから、我が国の刑法は、公務員の職種を問わず、公務員、その他の公的資格で行動する個人の扇動、同意、黙認の下で行動する個人を含む、公的資格で行動する個人を対象とすることが可能である。

（参考1）

刑法

（公務員職権濫用）

第193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第194条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、6月以上10年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第195条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、7年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第196条 前2条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(逮捕及び監禁)

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も前項と同様とする。

(強要)

第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(参考2)

刑法

(共同正犯)

第60条 2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(教唆)

第61条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

(幫助)

第62条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

(従犯減輕)

第63条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

(身分犯の共犯)

第65条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の輕重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

第2条

2. 前回の最終見解において、委員会は、被逮捕者を長期にわたって勾留しておくために「代用監獄」という監獄の代用制度が広範かつ組織的に利用されていることに深い懸念を表明した（最終見解パラ15）。この懸念に対応するために締約国がとった措置についての情報を提供されたい。特に、以下に関する措置につき情報を提供されたい。

(a) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」にて明記された、捜査と留置の機能を分離するという原則を実行すること。この観点から、これらの機能の分離に関する同法の内容につき詳しく説明されたい。

(答)

1 日本では、従来から実施し、2007年施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」において明文化された捜査機能と留置機能の分離を引き続き徹底しているほか、同法に新たに規定された、警察庁又は警察本部の職員が留置施設を巡回する制度、留置施設視察委員会が留置施設を視察して留置業務に関する意見を出す制度、被留置者からの不服申立てを処理する制度等の運用を通じて、人権に配慮した処遇を行っているところである。

2 また、捜査機能と留置機能の分離の具体的な措置としては、捜査員が留置施設に入ることを禁止する、捜査に伴って被留置者を出入場させる際には、留置主任官の承認を必要とするとともに、被留置者の出入場の時刻を留置担当官が逐一記録する、就寝又は食事の時刻経過後においても引き続き取調べが行われているときは、留置主任官が捜査主任官に対して取調べの打切りの検討を要請する、原則として被留置者は留置施設内で食事をとることとし、捜査員が取調べ室等で食事をとらせることを禁止する、被留置者の護送は留置主任官の責任において行い、戒護員には留置部門の者(留置部門の者のみでは必要な護送体制をとることができない場合には原則として捜査を担当しない部門に属する者)を指定し、当該被留置者に係る捜査に従事している者を戒護員に指定することは認めないなどの措置を実施しているところであり、捜査を担当しない部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行うことを徹底している。

(b) 国際的な最低水準に合致するよう、被留置者が留置施設に身柄を拘束され得る日数を削減すること。

(答)

我が国の刑事訴訟法は、起訴前の被疑者の身柄拘束について、被疑者の人権保障を図りつつ、事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるよう、逮捕、勾留及び勾留期間延長の各段階における厳格な司法審査を要求するとともに、その合計期間を最長でも23日間に制限しているものであり、このような同法の規定の内容は適正かつ合理的なものである。

(c) すべての被留置者が、嫌疑をかけられている犯罪の種類にかかわらず、逮捕された時点から弁護を受けられるよう確保すること。

(答)

我が国の刑事訴訟法は、すべての被疑者に弁護人選任権を保障している。また、2006年10月から、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、勾留されている被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときなどに国選弁護人を付するという制度が導入され、更に、2009年5月から、その対象事件の範囲を拡大し、長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件が含まれることとなった。これにより、すべての必要的弁護事件について、一定の要件のもと、被疑者段階から国選弁護人を付することとされた。

(d) 留置施設における被留置者が、實際上、適切に弁護人にアクセスでき、また、取り調べに弁護人が同席できるよう確保すること。

(答)

【弁護人へのアクセスについて】

我が国の刑事訴訟法第39条第1項は、身体の拘束を受けている被疑者と弁護人との接見交通権を保障しており、留置施設の被留置者は弁護人へのアクセスが原則保障されている。同条第3項は、取調べ等捜査の必要性との調整の観点から、「捜査のために必要があるとき」に限り、検察官等が接見の日時等を指定することができるとしているが、その指定は、取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限定されるとともに、これを行う場合には、検察官は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見のための日時を指定しなければならないと解されている。

また、同条項ただし書において「その指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない」とされている上、検察官による接見指定権の行使につき不服がある場合には、裁判官にその処分の取消し又は変更を請求することができることとされ（同法第430条第1項）、司法審査の手続が設けられている。

【取調べにおける弁護人の立会いについて】

我が国の刑事司法手続において、被疑者の取調べは事案の真相を解明するために不可欠な手段であり、極めて重要な役割を果たしている。取調べへの弁護人の立会いについては、例えば、

取調官が被疑者と向き合い、聴取・説得を通じて信頼関係を築きつつ、被疑者から真実の供述を得ることにより事案の真相を解明するという取調べの本質的機能が阻害されるおそれがある

各種の捜査手法や情報源等を逐一弁護人に知られることを避けるため、取調官が被疑者に対して十分な質問を行うことができなくなる

取調べに弁護人の立会いが必要となれば、限られた身柄拘束期間内に迅速に十分な取調べを遂げることが困難となる

などの問題があり、慎重な検討が必要であると考えられる。

(e) 弁護人が防御の準備を行うことができるよう、弁護人が全ての関係する警察記録を起訴後に閲覧できるよう確保すること。特に、起訴に当たりどの証拠を開示するかを判断する権限が検察官に与えられていることに対する懸念に対処するためにとった措置につき詳述されたい。

(答)

我が国の刑事訴訟法上、検察官は、取調べを請求する証拠書類及び証拠物について、あらかじめ被告人・弁護人に閲覧の機会を与えなければならない(第299条第1項)こととされているほか、2004年の刑事訴訟法改正により、刑事裁判の充実・迅速化等の観点から、証拠開示に関する諸規定が整備され、争点の整理や被告人の防御の準備のために必要かつ十分な証拠が開示される制度が導入された。これらの規定により、検察官は、公判前整理手続等において、被告人・弁護人に対し、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人・弁護人が明らかにした主張に関連する証拠についても、開示の必要性和弊害を勘案して相当と認めるときは開示しなければならず、開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定するものとされた。

(f) 留置施設における被留置者が、迅速に適切な医療措置を受けられるよう確保すること。2007年、2008年及び2009年において被留置者が医師による医療措置を受けた回数についての最新の情報を提供されたい。

(答)

- 1 被留置者に対する医療上の措置については、おおむね月に2回、留置業務管理者の委嘱する医師が被留置者の健康診断を行うこと、及び、被留置者が負傷し、又は疾病にかかっている場合には、公費により速やかに医師の診療を受けさせるなど、必要な医療上の措置を執るものとするのが刑事収容施設法に規定されており、実際にも、これらの規定に従った運用がなされている。
- 2 具体的には、医師による定期健康診断を受けた被留置者の延べ人員は、全国で2007年には26万5,398人、2008年には24万9,951人、2009年には25万3,669人となっている。
- 3 また、被留置者が医師による診療を受けた回数は、全国で2007年には24万3,309件、2008年には24万3,302件、2009年には24万4,359件となっている。

(g) 公判前段階における身柄拘束について現行とは別の措置を採用すること、及び、起訴前保釈制度を設けること。

(答)

我が国においては、任意捜査が原則であり、被疑者の逮捕及び勾留は、極めて限られた範囲で、かつ、あらかじめ裁判官の審査を経た上で行われているものである上、短い起訴前の勾留期間中にも十分な司法審査が行われるとともに、必要な場合の釈放の措置も備えているので、起訴前の保釈制度を含め、現行とは別の措置を採用する必要はないものと考えている。

3. 拷問禁止委員会及び自由権規約委員会は、特に、公判前勾留の実施について司法による効果的な監督がないこと、及び無罪判決に比べ有罪判決の数が不均衡に高いことにかんがみ、刑事裁判において主に自白に基づく有罪判決の数が多いうことに深い懸念を表明した（拷問禁止委員会最終見解パラ 16 及び自由権規約委員会最終見解パラ 5）。こうした懸念に対応するためにとった措置についての情報を提供されたい。

（答）

公訴提起前の勾留については、刑事訴訟法上、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ罪証隠滅や逃亡のおそれ等が認められる場合にのみ可能とされており、検察官による勾留請求及び勾留延長請求等に対し、裁判官が被疑者の基本的人権にも十分配慮した上で、その可否を判断している。

なお、検察官は、従来から争いのない事案であっても、自白のみに依拠することなく、裏付け証拠はもとより、客観証拠を十分に収集し、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴することとしており、公判においても、同様に、客観証拠に基づく十分な立証を行っているのであって、「主に自白に基づいて」有罪判決が下されているものではない。

4. 前回の委員会の最終見解を踏まえ、警察による身柄拘束の外部監視の独立を保障するためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ15)。この観点から、「留置施設視察委員会」の構成及び機能につき詳述されたい。

(答)

- 1 留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するために、警察本部に設置される部外の第三者から成る機関である。
- 2 その委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、都道府県公安委員会が任命することとしており、具体的には、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体職員、大学職員、地域の住民等から成る10名以内の委員で構成されているところ、2010年6月現在、全国で51ある委員会のうち、弁護士はすべての委員会で、医師は50の委員会で委員に任命されている。
- 3 刑事収容施設法では、各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者に意見を述べ、一方、警察本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされているところ、実際に、各委員会は視察先の留置施設を自主的に決定して、計画的に留置施設の視察、被留置者との面接等を実施しており、毎年度末には留置業務管理者に意見を述べている。
- 4 これまでに委員会が留置業務管理者に提出した意見は、施設の設備、被留置者の処遇、留置担当官の勤務環境等、多岐にわたっており、こうした意見を受けて留置業務管理者が講じた措置によって、被留置者の処遇は更に適正化されている。
- 5 なお、これらの意見と留置業務管理者が講じた措置は、各警察本部のホームページで公開している。

5 . 死刑執行の即時モラトリアムに関する締約国の立場についての最新情報を提供されたい。さらに、以下のような手続面の改革がとられたか、あるいは公式に検討中であるのか説明されたい。

(答)

我が国では、国民世論の多数が、極めて悪質・凶悪な犯罪については、死刑もやむを得ないと考えていることや死刑の執行が停止された後にこれが再開された場合には、死刑確定者に執行されないという期待をいったん持たせながらこれを覆すことになり、かえって非人道的な結果にもなりかねないなどの理由から、死刑執行の即時モラトリアムは適当ではないと考えている。

(a) 恩赦 , 減刑 , 刑の一時執行停止が , 死刑判決を受けた者に対して真に与えられるか。締約国の前回の報告審査以降 , かかるケースが何件あったか。

(答)

【恩赦】

死刑判決を受けた者は , いつでも収容されている刑事施設の長に恩赦 (特赦 , 減刑又は刑の執行の免除) の出願をすることができ , 出願を受けた刑事施設の長は必ず法務省に置かれている中央更生保護審査会に上申しなければならず , これを受けた中央更生保護審査会において必ず審理がなされる仕組みとなっている。

なお , 2007年以降 , 死刑判決を受けた者に恩赦が与えられたケースはない。

【執行停止】

執行停止事由とされているのは , 心神喪失と女子の懐胎である。

なお , 死刑判決を受けた者が刑の執行を停止された事例は , 把握していない。

(b) 上訴の権利は、すべての死刑事件につき義務的か。

(答)

我が国においては死刑という量刑について、自動的に上訴される制度は採られていないものの、全ての刑事事件について被告人には上訴権が保障されているほか、被告人の明示した意思に反しない限り弁護士等にも上訴権が認められている。

(c) 再審手続や恩赦の要請があれば、死刑の執行は一時停止されるか。死刑執行手続の簡素化についての2007年9月の法務大臣の提案の位置づけ及びその内容につき詳述されたい。これにより、死刑確定者は係争手続が終了した後6箇月以内に自動的に死刑執行がなされるのか。

(答)

1 再審請求及び再審開始決定並びに恩赦の出願により、死刑の執行が必要的に停止されるという制度は採られていない。

なお、再審請求があった場合においては検察官が、再審開始決定があった場合には裁判所がその裁量により、死刑の執行を停止する決定をすることができる。

おって、再審請求や恩赦の出願に刑の執行停止効を認める制度について具体的な検討は行っていない。

2 死刑の執行については、法務大臣の命令によることとされており、法務大臣の発言は、本来、確定判決という司法の判断に従って、粛々と行われるべき死刑の執行が、その時々法務大臣の姿勢の問題として注目され、そのことが大きく取り沙汰されることは望ましくないという趣旨でなされたものと承知しており、現在の法律を改正すべきという趣旨で発言したのではないと理解している。

3 死刑の執行は、法務大臣の命令によることが必要であり、この命令は、判決確定の日から、6か月以内にしなければならないこととされている。ただし、再審の請求又は恩赦の出願等がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であった者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその時期に算入しないこととされている。

死刑執行に関しては、個々の関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について、慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて法務大臣が死刑執行命令を発することとされている。

(参考)

刑事訴訟法

第475条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

2 前項の命令は、判決確定の日から、6箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

(d) 再審に関する死刑確定者とその弁護人との間のすべての打ち合わせの秘密性は厳格に確保されているのか。

(答)

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、死刑確定者の面会について、原則として刑事施設の職員が立会することとしているが、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者(刑事被告人)に関する法律の規定が準用されるので、職員の立会いなどの措置は行われない。
- 2 また、再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会についても、法律に定める一定の要件が認められる場合に、各刑事施設の長の裁量により、職員の立会いなどの措置を省略することができることとされており、個別具体的な事案において、各刑事施設の長が、適切に判断していると承知している。

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第121条

刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

第123条

第113条、第118条、第120条及び第121条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面会について準用する。この場合において、第113条第1項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか(弁護人等との面会の場合にあっては、第1号口に限る。)」と、同項第2号二中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、第120条第1項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第2項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第121条中「面会に」とあるのは「面会(弁護人等との面会を除く。)」に」と読み替えるものとする。

6 . パリ原則に則った , 独立した国内人権機構の設置に向けて締約国がとっている措置につき説明されたい。

(答)

独立性を有する人権救済機関の創設を目的とする人権擁護法案は , 2 0 0 2 年 3 月 , 国会に提出されたが , 2 0 0 3 年 1 0 月に衆議院の解散により廃案となった。

新たな人権救済制度については , 救済の対象となる人権侵害の範囲や人権救済機関の独立性の担保方法 , その調査権限の内容等について様々な議論があるため , 現段階では , 新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていない。

我が国としては , 人権侵害の被害者に対するより実効的な救済を実現するため , 政府からの独立性を有する国内人権機構の創設に向けて , 必要な準備を進めている。

第3条

7. 前回の委員会の最終見解及びそのフォローアップのためにラポルトゥールから送付された情報提供要請に関し、拷問等禁止条約第3条の根幹をなすノン・ルフールマンの原則を国内法に担保し、庇護申請者が拷問を受けるおそれがあると信じるに足りる実質的な理由がある国への送還がなされないよう確保するため、締約国がとった措置につき最新の情報を提供されたい(最終見解パラ14)。

(答)

我が国では、従前から、被退去強制者が国籍又は市民権の属する国において拷問を受けるおそれがある場合は、当該国への送還を行ってこなかったところではあるが、拷問禁止委員会による最終見解などを踏まえ、2009年に出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」と記す。)の一部改正を行い、同法(第53条第3項第2号)において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第3条1に規定する「拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある国」を含まないことを明文化し、2009年7月15日から改正法を施行しているところである。

(参考)

入管法(抄)

第53条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

- 1 本邦に入国する直前に居住していた国
- 2 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 3 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 4 出生地の属する国
- 5 出生時にその出生地の属していた国
- 6 その他の国

3 前2項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

- 1 難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国(法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。)
- 2 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項に規定する国

3 (略)

拷問等禁止条約(抄)

第3条1 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると

信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。

8. 引渡しについての要請を受けたことがあるかにつき説明されたい。また、前回の報告提出以降に発生した引渡しや強制送還のすべての事案についての詳細な情報を提供されたい。

(答)

【引渡し】

前回の報告書提出以降、我が国が、外国から要請を受け、逃亡犯罪人として引渡しを実施した事例は、アメリカ合衆国に対して2名、中華人民共和国に対して1名、大韓民国に対して1名である。

【強制送還】

- 1 2007年～2009年のデータを別紙1-1及び別紙1-2のとおり提供する。
- 2 別紙1-1は、退去強制手続により送還した者の送還方法に係る統計である。
- 3 送還方法については、「自費による送還」が最も多く全体の約96パーセントを占めており、被送還者の自発的な出国が認められる。また、国費による送還についても、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人が大半を占めている。
- 4 別紙1-2は、退去強制事由別の被送還者数に係る統計である。
- 5 被送還者について、退去強制事由別に見ると、不法残留（入管法第24条4号ロ。表中は24-4ロと記載。以下同じ。）によるものが多数を占めており、次いで不法入国（入管法第24条1号）となっている。

送還方法別被送還者数

別紙1 - 1

104カ国・地域

2007年

国籍・出身地	送還形態	総計	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際受刑者移送法による出国
総計		27,913	26,818	361	690	44
	うち女性	10,921	10,618	99	192	12
1 中国		7,516	7,274	37	205	
	うち女性	2,974	2,878	13	83	
2 フィリピン		5,128	4,988	94	46	
	うち女性	2,740	2,655	49	36	
3 韓国		3,798	3,763	10	23	2
	うち女性	2,220	2,197	6	17	
4 タイ		1,553	1,503	9	41	
	うち女性	724	689	6	29	
5 インドネシア		1,452	1,438	1	13	
	うち女性	400	397		3	
6 スリランカ		1,090	1,021	10	59	
	うち女性	130	119	2	9	
7 ベトナム		1,018	1,011	4	3	
	うち女性	383	383			
8 パングラデシユ		847	831	13	3	
	うち女性	44	44			
9 マレーシア		675	673	2		
	うち女性	178	178			
10 ベルー		518	482	29	7	
	うち女性	153	146	5	2	
11 ネパール		498	492	5	1	
	うち女性	137	136	1		
12 イラン		480	289	10	181	
	うち女性	11	10		1	
13 インド		458	454	2	2	
	うち女性	8	8			
14 パキスタン		349	333	12	4	
	うち女性	9	9			
15 ブラジル		307	252	55		
	うち女性	41	36	5		
16 モンゴル		291	286	4	1	
	うち女性	128	125	2	1	
17 ミャンマー		219	215	1	3	
	うち女性	62	62			
18 中国(台湾)		203	197		6	
	うち女性	152	149		3	
19 トルコ		195	181	1	13	
	うち女性	14	12		2	
20 ロシア		178	140	2	36	
	うち女性	96	95	1		
21 コロンビア		156	133	14	9	
	うち女性	74	68	5	1	
22 ガーナ		101	100		1	
	うち女性	15	15			
23 ウズベキスタン		90	86	1	3	
	うち女性	11	11			
24 ナイジェリア		76	61	7	8	
	うち女性	8	8			
25 ウガンダ		74	69	5		
	うち女性	17	15	2		
26 ラオス		60	59	1		
	うち女性	14	14			
27 ポリビア		55	52	3		
	うち女性	18	18			
28 ルーマニア		45	43		2	
	うち女性	36	34		2	
29 アメリカ		41	30	4	1	6
	うち女性	8	6		1	1
30 アルゼンチン		32	32			
	うち女性	6	6			
31 カメルーン		31	25	2	4	
	うち女性	2	2			
32 ウクライナ		25	24	1		
	うち女性	23	23			
33 オランダ		21	8	1		12
	うち女性	10	5			5
34 ギニア		21	19	2		
	うち女性	2	2			
35 イギリス		18	7	3	1	7
	うち女性	3	3			
36 イスラエル		17	13		4	
	うち女性					
37 タンザニア		17	16	1		
	うち女性	3	2	1		
38 ドミニカ共和国		17	17			
	うち女性	7	7			
39 アフガニスタン		15	15			
	うち女性					
40 タジキスタン		14	14			
	うち女性	1	1			
41 マリ		12	9	1	2	
	うち女性					
42 メキシコ		12	10	2		
	うち女性	3	3			
43 キルギス		11	9	2		
	うち女性	1	1			
44 ドイツ		11	7			4
	うち女性	4	2			2
45 バラグアイ		11	11			
	うち女性	2	2			
46 中国(香港)		11	11			
	うち女性	3	3			
47 カナダ		9	4			5
	うち女性	2				2
48 イギリス(香港)		8	8			
	うち女性	3	3			
49 オーストラリア		8	8			
	うち女性	2	2			
50 ポーランド		7	4			3
	うち女性	3	3			
その他		114	91	10	8	5
	うち女性	36	31	1	2	2

送還方法別被送還者数

別紙1 - 1

91カ国・地域

2008年

国籍・出身地	送還形態	総計	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際受刑者移送法による出国
総計		23,931	23,093	383	407	48
	うち女性	8,617	8,401	110	101	5
1 中国		6,805	6,686	34	85	
	うち女性	2,347	2,299	13	35	
2 フィリピン		4,385	4,242	119	24	
	うち女性	2,240	2,173	50	17	
3 韓国		2,873	2,836	12	17	8
	うち女性	1,575	1,561	7	7	
4 インドネシア		1,596	1,549	5	42	
	うち女性	432	430	2		
5 タイ		1,260	1,214	11	35	
	うち女性	518	488	4	26	
6 スリランカ		1,046	986	16	44	
	うち女性	107	97	5	5	
7 ベトナム		1,023	1,008	7	8	
	うち女性	389	385	2	2	
8 パングラデシュ		627	610	10	7	
	うち女性	26	26			
9 ベルー		495	460	35		
	うち女性	148	141	7		
10 インド		471	465	4	2	
	うち女性	6	6			
11 ネパール		416	409	4	3	
	うち女性	129	128	1		
12 マレーシア		381	381			
	うち女性	84	84			
13 イラン		358	279	8	71	
	うち女性	6	5		1	
14 モンゴル		275	269	2	4	
	うち女性	126	123		3	
15 ブラジル		268	225	43		
	うち女性	33	30	3		
16 パキスタン		234	217	15	2	
	うち女性	3	3			
17 中国(台湾)		164	162	2		
	うち女性	125	123	2		
18 トルコ		141	130	3	8	
	うち女性	11	10		1	
19 コロンビア		103	100	1	2	
	うち女性	39	39			
20 ロシア		103	82	1	20	
	うち女性	58	57	1		
21 ミャンマー		95	87	3	5	
	うち女性	24	23		1	
22 ガーナ		84	80	4		
	うち女性	9	8	1		
23 ウガンダ		79	74	5		
	うち女性	14	12	2		
24 ラオス		79	79			
	うち女性	21	21			
25 ボリビア		69	51	17	1	
	うち女性	23	15	8		
26 ウズベキスタン		53	50	1	2	
	うち女性	4	4			
27 ナイジェリア		49	35	5	9	
	うち女性	2	2			
28 アメリカ		40	32	2	1	5
	うち女性	2	2			
29 タンザニア		35	33	1	1	
	うち女性	9	9			
30 カメルーン		27	26		1	
	うち女性	4	4			
31 ルーマニア		26	24	2		
	うち女性	19	17	2		
32 オランダ		18	5		1	12
	うち女性	5	2			3
33 イギリス		17	7	2		8
	うち女性	2	2			
34 カナダ		17	10			7
	うち女性	2	2			
35 ドミニカ共和国		16	16			
	うち女性	3	3			
36 メキシコ		12	12			
	うち女性	1	1			
37 アルゼンチン		11	11			
	うち女性	1	1			
38 イスラエル		11	9		2	
	うち女性	2	1		1	
39 中国(香港)		11	11			
	うち女性	8	8			
40 ウクライナ		10	10			
	うち女性	10	10			
41 アフガニスタン		9	8		1	
	うち女性					
42 エチオピア		8	8			
	うち女性	4	4			
43 セネガル		7	7			
	うち女性	1	1			
44 パラグアイ		7	6	1		
	うち女性	3	3			
45 フランス		7	4			3
	うち女性	2				2
46 ケニア		6	5	1		
	うち女性	5	5			
47 チュニジア		6	6			
	うち女性	1	1			
48 ドイツ		6	3		2	1
	うち女性					
49 南アフリカ共和国		6	6			
	うち女性	2	2			
50 オーストラリア		5	4	1		
	うち女性	2	2			
その他		81	64	6	7	4
	うち女性	30	28		2	

送還方法別被送還者数

別紙1 - 1

87カ国・地域

2009年

国籍・出身地	送還形態	総計	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際受刑者移送法による出国
総計		18,241	17,569	438	200	34
	うち女性	6,433	6,270	118	40	5
1 中国		5,475	5,390	43	42	
	うち女性	1,833	1,806	15	12	
2 フィリピン		3,194	3,096	92	6	
	うち女性	1,521	1,475	43	3	
3 韓国		2,423	2,402	10	5	6
	うち女性	1,356	1,351	4	1	
4 タイ		1,113	1,084	16	13	
	うち女性	461	442	8	11	
5 インドネシア		885	878	7		
	うち女性	196	195	1		
6 ベトナム		709	695	9	5	
	うち女性	237	233	4		
7 スリランカ		684	667	7	10	
	うち女性	63	61		2	
8 ベルー		674	617	57		
	うち女性	199	183	16		
9 バングラデシュ		380	368	9	3	
	うち女性	13	13			
10 ブラジル		307	231	76		
	うち女性	28	23	5		
11 ネパール		279	274	2	3	
	うち女性	64	64			
12 インド		249	235	4	10	
	うち女性	4	1		3	
13 マレーシア		241	240	1		
	うち女性	52	52			
14 イラン		231	177	7	47	
	うち女性	3	1		2	
15 モンゴル		192	189	2	1	
	うち女性	78	78			
16 パキスタン		140	123	11	6	
	うち女性	1	1			
17 中国(台湾)		134	130	2	2	
	うち女性	95	93		2	
18 トルコ		128	116	7	5	
	うち女性	11	10		1	
19 コロンビア		74	65	7	2	
	うち女性	24	22	2		
20 ウガンダ		64	60	4		
	うち女性	10	8	2		
21 ロシア		64	44	1	19	
	うち女性	25	24	1		
22 ボリビア		60	46	13	1	
	うち女性	22	19	3		
23 ミャンマー		54	50	2	2	
	うち女性	7	6	1		
24 ナイジェリア		53	44	5	4	
	うち女性	4	3		1	
25 ラオス		50	49	1		
	うち女性	12	12			
26 ガーナ		44	39	4	1	
	うち女性	8	8			
27 アメリカ		39	31	4		4
	うち女性	10	8	1		1
28 タンザニア		29	22	7		
	うち女性	8	4	4		
29 ルーマニア		21	17	4		
	うち女性	16	14	2		
30 ウズベキスタン		15	15			
	うち女性					
31 カメルーン		15	9	3	3	
	うち女性					
32 中国(香港)		13	13			
	うち女性	9	9			
33 バラグアイ		12	11	1		
	うち女性	4	4			
34 オランダ		10	1			9
	うち女性	1	1			1
35 チリ		10	9	1		
	うち女性	2	2			
36 アフガニスタン		9	6		3	
	うち女性					
37 ドイツ		9	5	1		3
	うち女性	2	1			1
38 イギリス		8	4			4
	うち女性	2				2
39 イスラエル		8	6			2
	うち女性	1	1			
40 エチオピア		8	8			
	うち女性	5	5			
41 カナダ		8	6			2
	うち女性	4	4			
42 ポーランド		8	5	3		
	うち女性	7	5	2		
43 アルゼンチン		7	6	1		
	うち女性	3	2	1		
44 ドミニカ共和国		7	5	2		
	うち女性	1	1			
45 南アフリカ共和国		7	5		2	
	うち女性	2	1		1	
46 シンガポール		6	5	1		
	うち女性	2	1	1		
47 スロバキア		5	5			
	うち女性	4	4			
48 セネガル		5	3	2		
	うち女性					
49 メキシコ		5	5			
	うち女性					
50 ウクライナ		4	4			
	うち女性	3	3			
その他		72	54	9	5	4
	うち女性	20	17	2	1	

第3条

9 .

(a) 弁護士，法的支援及び通訳人へのアクセスを含め，庇護申請や送還手続において適正手続を確保するためにとった措置につき詳細な情報を提供されたい。

(答)

(難民認定申請手続及び異議申立手続)

- 1 難民認定申請及び異議申立ての受理に関して，15以上の言語の翻訳版が準備されており，難民認定申請書及び異議申立書については，外国語で記載されたものであっても日本語訳の添付を求めることなく受理している。また，16歳に満たない者又は疾病その他の事由により自ら出頭できない者について代理人による申請を認めるなど，申請者の状況に応じて適切な配慮を行い，適正な申請の受理に努めている。
- 2 難民調査官による事実の調査及び異議申立手続における口頭意見陳述・審尋は，主張内容を的確に聴取するため，全て通訳を介して行っている。また，異議申立手続においては，更なる適正手続の確保のため，9(b)記載のとおり，難民審査参与員制度を導入している。
- 3 難民と認定しない旨の通知書及び異議申立てに係る決定書謄本の交付に当たっては，全ての案件について通訳を介し記載内容を説明するとともに，各処分不服があるときの手続について，9(c)記載のとおり教示しており，裁判を受ける権利等について配慮している。

(送還手続)

- 4 送還先が拷問等禁止条約や難民条約が定める送還禁止規定(入管法第53条第3項に明記)に抵触するか否かについては，退去強制手続の各段階，すなわち入国警備官による違反調査，入国審査官による審査，特別審理官による口頭審理，更には異議申出に係る調査において必要な供述を得るなど関係資料を収集した上で，最終的には主任審査官がその判断をし，また，退去強制令書の執行に際してはその対象である外国人にその内容を正確に伝えているところ，2009年に地方入国管理官署に対して送還先の決定に係る手続に遺漏のないよう，改めて指示を徹底し，引き続き適切な対処に努めている。
- 5 また，2010年9月，法務省入国管理局と日本弁護士連合会との間において，出入国管理行政における収容にまつわる諸問題を協議する場を持つこととするとともに，弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の被収容者からの法律相談に応じるこ

となどについて合意した。この合意に基づき、弁護士会による無料法律相談を開始しており、被収容者による弁護士や法的支援へのアクセスが一層容易となるよう取り組んでいる。

(b) 入国管理局職員による決定のレビューのため、完全な独立した不服申し立て制度を確立するためにとった措置につき説明されたい。この関連で、難民審査参与員は、独立して任命されているのか、また、拘束力を有する決定をなす権限を有するのか否かにつき説明されたい。

(答)

- 1 行政上の不服申立制度は、簡易・迅速な手続により権利利益の救済を図る制度であり、訴訟手続と異なり、手続が簡易で費用もかからないなどの特色を有している一方、その審理・判断に当たる機関は、紛争当事者から完全に独立した第三者機関ではなく、直接その事案に関与した処分庁又は直近上級行政庁であるのが通常であり、難民不認定処分に関する不服申立てもこの原則に則ったものである。
- 2 難民異議申立制度においては、このような行政上の不服申立て制度を前提としつつ、審理・判断の公正性・中立性をより一層確保するため、法務大臣は、不服申立てに対する決定を行うに当たり、必ず第三者である難民審査参与員の意見を聴いた上で決定を行うこととし、また、異議申立棄却等の場合には、難民審査参与員の意見の要旨を理由付記の中で明らかにすることとしたものである。
- 3 難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法曹、学識経験者、NGO等、幅広い分野の中立的な立場にある有識者のうちから法務大臣が任命している。
- 4 難民審査参与員制度は、法律や国際情勢等についての学識経験を有する様々な分野の専門家が多様な角度から意見を述べることにより、事実認定の正確性等をより高め、不服申立手続を充実させることを目的としている。少数意見の中にも傾聴すべきものが少なくないと思われ、各専門家がそれぞれの分野について個別に意見を述べるほうが適当な場合もある。拘束力を有する決定をなす権限を付与した場合、討議を尽くしても意見が一致しないときに常に多数決によって必ず一つの結論を出さなければならないこととなり、少数の専門家の意見を排除し又はその価値を低く扱う仕組みとなりがねないことから、法務大臣が難民審査参与員の意見を参考にしながら、最終的な判断を行うこととしたものである。

なお、難民審査参与員制度は2005年5月から施行されているが、これまでのところ、法務大臣が難民審査参与員意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる判断を行った事例はない。

(c) すべての庇護申請者に対して司法による審査の機会を与えることを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。この関連で、難民の認定をしない処分に不服申立てを提出する間もないうちに、申請を却下された庇護申請者が即座に国外退去処分を受けるといふ報告に対していかなる措置をとったか説明されたい。

(答)

1 難民と認定しない旨を当該申請者に通知したときは、当該処分に不服がある場合、法務大臣に対し、難民の認定をしない処分についての異議を申し立てることができる旨を教示している。加えて、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、取消訴訟の提起に関する事項（(1) 決定に係る取消訴訟の被告とすべき者、(2) 決定に係る取消訴訟の出訴期間）を教示する教示書を交付し、司法審査の機会を確保すべく措置している。

また、上記の異議申立てを行った異議申立人に対して、難民異議申立てを却下又は棄却する旨の決定を通知したときについても、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、取消訴訟の提起に関する事項（(1) 決定に係る取消訴訟の被告とすべき者、(2) 決定に係る取消訴訟の出訴期間）を教示する教示書を交付し、司法審査の機会を確保すべく措置している。

2 入管法第52条第3項では、我が国における在留が否定され、退去強制令書が発付された者については、「速やかに送還しなければならない」旨定められているが、退去強制令書が発付された難民不認定者の送還については、異議申立てを行う権利を教示し、また、被退去強制者が当局処分に対する訴訟を行う意思を有しているか否かを確認するなど裁判を受ける権利について配慮して、相当の期間その手続の経過を踏まえた上で、送還の実施を判断している。

(参考)

行政事件訴訟法（抄）

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提

起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

入管法（抄）

（退去強制令書の執行）

第52条第3項 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

(d) 締約国は、退去強制令書発付後の収容に関する要件についての情報を公開してきたか否かにつき説明されたい。

(答)

1 入管法では、退去強制令書が発付されたときは、退去強制令書の発付を受けた外国人を速やかに送還し、また、直ちに送還することができないときは、送還可能なときまで収容することができる」と規定しており、収容を原則としている。この収容の目的は、送還のための身柄の確保及びその在留活動を禁止することである。

2 しかしながら、入管法では、身柄の拘束を一時的に解く仮放免という制度を規定しており、被収容者等から仮放免の申請があった場合には、被収容者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮し、その許否を決定することとされている。

3 仮放免は、あくまでも個々の被収容者の事情を総合的に考慮しつつ決定されるべきものであり、一律の基準を設けることは困難であるが、仮放免許可申請者の参考とするため、これら仮放免の許否の判断において考慮する事項について、入国管理局のホームページに掲載し、公表している。

なお、入国管理局のホームページで公表している仮放免の許否判断に当たって考慮する事項は、次のとおりである。

- ・ 被収容者の容疑事実又は退去強制事由
- ・ 仮放免請求の理由及びその証拠
- ・ 被収容者の性格、年齢、資産、素行、健康状態
- ・ 被収容者の家族状況
- ・ 被収容者の収容期間
- ・ 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被収容者との関係及び引受け熱意
- ・ 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無
- ・ 日本国の利益又は公安に及ぼす影響
- ・ 人身取引等の被害の有無
- ・ その他特別の事情

第5条及び第7条

10. 締約国は、拷問に関し普遍的管轄権を行使するか説明されたい。前回の審査以降、締約国が、理由の如何を問わず、第三国からの拷問に関する犯罪を犯した被疑者の引き渡し要求を拒否し、その結果、自国にて訴追を行ったことがあるか。もしある場合、その手続の状況及び結果に関する情報を提供されたい。

(答)

我が国の刑法は、犯罪類型に応じて、国外犯にも適用されることを定め、本条約にいう拷問に当たる刑法上の犯罪についてすべての者に適用している。

すなわち、刑法第3条は、傷害罪、強制わいせつ罪、強姦罪、逮捕監禁罪等について、国民の国外犯に刑法の適用がある旨規定し、第3条の2は、国民以外の者が国外において日本国民に対して傷害罪、強制わいせつ罪、強姦罪、逮捕監禁罪等を犯したとき、刑法の適用があると規定している。また、第4条は、公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪、特別公務員職権濫用等致死傷罪等について、日本国公務員の国外犯について、刑法の適用がある旨規定している。さらに、刑法第4条の2は、これらの規定によっては刑法が適用できない場合にも、刑法各則の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用すると規定するところ、本条約も同条の対象となっている。

他方で、我が国が、第三国からの拷問に関する犯罪を犯した被疑者の引渡し要求を拒否し、その結果、我が国にて訴追を行った事例はない。

(参考)

刑法

(国民の国外犯)

第3条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

- 1 第108条(現住建造物等放火)及び第109条第1項(非現住建造物等放火)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪
- 2 第119条(現住建造物等浸害)の罪
- 3 第159条から第161条まで(私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使)及び前条第5号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第161条の2の罪
- 4 第167条(私印偽造及び不正使用等)の罪及び同条第2項の罪の未遂罪

- 5 第176条から第179条まで(強制わいせつ,強姦,準強制わいせつ及び準強姦,集団強姦等,未遂罪),第181条(強制わいせつ等致死傷)及び第184条(重婚)の罪
- 6 第199条(殺人)の罪及びその未遂罪
- 7 第204条(傷害)及び第205条(傷害致死)の罪
- 8 第214条から第216条まで(業務上墮胎及び同致死傷,不同意墮胎,不同意墮胎致死傷)の罪
- 9 第218条(保護責任者遺棄等)の罪及び同条の罪に係る第219条(遺棄等致死傷)の罪
- 10 第220条(逮捕及び監禁)及び第221条(逮捕等致死傷)の罪
- 11 第224条から第228条まで(未成年者略取及び誘拐,営利目的等略取及び誘拐,身の代金目的略取等,所在国外移送目的略取及び誘拐,人身売買,被略取者等所在国外移送,被略取者引渡し等,未遂罪)の罪
- 12 第230条(名誉毀損)の罪
- 13 第235条から第236条まで(窃盗,不動産侵奪,強盗),第238条から第241条まで(事後強盗,昏睡強盗,強盗致死傷,強盗強姦及び同致死)及び第243条(未遂罪)の罪
- 14 第246条から第250条まで(詐欺,電子計算機使用詐欺,背任,準詐欺,恐喝,未遂罪)の罪
- 15 第253条(業務上横領)の罪
- 16 第256条第2項(盗品譲受け等)の罪

(国民以外の者の国外犯)

第3条の2 この法律は,日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

- 1 第176条から第179条まで(強制わいせつ,強姦,準強制わいせつ及び準強姦,集団強姦等,未遂罪)及び第181条(強制わいせつ等致死傷)の罪
- 2 第199条(殺人)の罪及びその未遂罪
- 3 第204条(傷害)及び第205条(傷害致死)の罪
- 4 第220条(逮捕及び監禁)及び第221条(逮捕等致死傷)の罪
- 5 第224条から第228条まで(未成年者略取及び誘拐,営利目的等略取及び誘拐,身の代金目的略取等,所在国外移送目的略取及び誘拐,人身売買,被略取者等所在国外移送,被略取者引渡し等,未遂罪)の罪
- 6 第236条(強盗)及び第238条から第241条まで(事後強盗,昏酔強盗,強盗致死傷,強盗強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪の未遂罪

(公務員の国外犯)

第4条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

- 1 第101条(看守者等による逃走援助)の罪及びその未遂罪
- 2 第156条(虚偽公文書作成等)の罪
- 3 第193条(公務員職権濫用)、第195条第2項(特別公務員暴行陵虐)及び第197条から第197条の4まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)の罪並びに第195条第2項の罪に係る第196条(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪

(条約による国外犯)

第4条の2 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第2編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

第10条

11. 前回の委員会の最終見解を踏まえ、法執行機関職員、特に捜査官の教育カリキュラムに関連するすべての資料が、条約と合致しかつ公開されるよう確保するためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ22)。

(答)

1 警察では、各級警察学校及び職場において、人権に関する教育を積極的に実施している。

具体的には、新たに採用された警察職員に対しては、採用後必ず受けることとなっている都道府県警察の警察学校での研修において、憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で基本的人権に配慮した適切な警察活動を行うために必要な知識、技能を修得させているほか、拷問等禁止条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)、児童の権利に関する条約(児童の権利条約)、世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)等の人権の国際的潮流に関する教育を実施している。

また、各階級に昇任する職員に対しても、昇任時に受けることとされている警察大学校又は管区警察学校での研修において、人権の国際的潮流等の各種人権課題についての教育を実施している。

さらに、犯罪捜査、留置業務、被害者支援等の業務に専従する警察職員に対しては、各級警察学校における専門的教育や警察本部等における研修会において、それぞれ従事する専門分野の内容に応じて、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

2 警察においては、前述のとおり本条約に合致する人権に関する教育を着実に行うとともに、教育カリキュラムに関連する資料の公開については、人権に関する教育を含めた教育カリキュラムとして、「採用時教養実施要綱」、「管区警察学校及び道警察学校警部補任用時教養実施要綱」、「管区警察学校及び道警察学校巡査部長任用時教養実施要綱」等を策定し警察庁ホームページにて公開している

(<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/index.html> 日本語のみ)。

また、2008年3月には、執務資料として「人権に配慮した警察活動のための手引」を新たに作成し、全国警察に配布している。

3 検察官等に対しては、基本的人権を尊重した検察活動を徹底するため、その経験年数等に応じた各種研修を実施しており、その概要については、法務省ホームページ上で公開している

(http://www.moj.go.jp/keiji1/kanbou_kenji_04_index.html#b 日本語のみ)。

これら研修における人権に関する講義の具体的内容としては、国際人権関係条約及び刑事に関する国際協力、児童、女性の人権問題等の人権課題をテーマとして、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）等の内容や、各条約の対日審査等における指摘や勧告事項等に関する講義、また、実務における児童及び女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

なお、他の法執行官については、次問12（a）を参照されたい。

12.

(a) 裁判官，検察官，入国管理局職員，その他法執行官の全ての関係者が，特に拷問等禁止条約の各規定や関連の児童や女性の権利及び拷問の防止に焦点を当て，定期的に研修を受けられるよう確保するために締約国がとったさらなる教育プログラムについての情報を提供されたい。

(答)

1 裁判官

裁判官の研修を担当する司法研修所では，毎年，任官時を含めて，新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で，国際人権規約をはじめとする各種国際法規の適用等に関し，国際人権問題を専門とする大学院教授や，人権擁護に携わっている機関の職員（国際機関の職員を含む。）等を講師として招き，各種講演を実施していると承知している。

2 検察官

新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事に対する「検事一般研修」など，経験年数等に応じて実施する各種研修の中で，各種条約・法令等を熟知した専門家を講師として，「国際人権関係条約」，「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。

3 入国管理局職員

全国の出入国管理官署に勤務する職員のうち，指導的立場にある職員に対して研修を実施し，拷問等禁止条約及び女性の権利に係る各規定等について外部から講師を招くなどにより専門的な知識を植え付けるための研修を行っている。

また，同研修に参加した職員は，各所属庁においてその研修内容を部下職員等に周知している。

4 矯正職員

矯正職員に対する教育及び訓練については，第1回政府報告書63に記載のとおり，矯正研修所及び同支所において，年間計画に基づく体系的かつ集中的な集合研修が実施されているほか，各矯正施設においても各庁の実情等に応じ実務に即した多様な研修が行われている。

これらの研修において，人権を尊重し，不当な取扱いを防止するための人権・倫理・サービスに関連する科目を多数組み込み，関連する国内法規や国際的条約及びガイドライン等についての講義や実習を実施しているが，例えば，行動科学的な技法を取り入れた先進的な民間プログラムを人権研修に導入する，矯正研修所が作成した人権研修用

教材を各庁に配布する，人権問題に詳しい外部講師を招へいする等，指導方法，研修教材及び講師等について工夫している。

2010年から，矯正研修所において，少年院の中間監督者に対し，不適正処遇の防止と少年の人権に対する意識の向上を目的とした研修を実施し，この中で「児童の権利に関する条約」等を含めた「少年院における処遇と人権」についての講義などを実施している。

5 警察職員

警察では，警察職員に対する研修については，警察学校に入校させ，新たに採用された警察職員に対する採用時教育，各階級に昇任する職員に対する昇任時教育，犯罪捜査，留置業務，被害者支援等の業務に専従する警察職員に対する専門的教育等を体系的かつ集中的に行っている。

これらの教育においては，憲法，刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で基本的な人権に配慮した適切な警察活動を行うために必要な知識，技能を修得させているほか，拷問等禁止条約，女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約），児童の権利に関する条約（児童の権利条約）等の人権の国際的潮流等の各種人権課題についての教育や犯罪捜査，留置業務，被害者支援等，専門分野の内容に応じて，被疑者，被留置者，被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能等を修得させるための教育を着実にしている。

(b) すべての関係者が、拷問や非人道的な取扱いの兆候の確認の仕方につき特別な研修を受けられるよう確保するためにどのような手段をとったか。「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する効果的な捜査及び文書に関するマニュアル(イスタンブール議定書)」が、医務官に対する研修の一部として効果的に扱われているか否かにつき説明されたい。

(答)

1 イスタンブール議定書を特に扱ってはいないが、矯正施設に任用されて日の浅い医師に対し、矯正研修所における研修に参加させているほか、新任医官に対し自庁研修も実施されている。その中で被収容者の人権に配慮した適正な処遇についても研修を行っている。

矯正研修所及び各矯正施設における研修については、上記12(a)について述べたとおりである。

2 また、被留置者の処遇に当たっては、内部規則において、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うものとし、いやしくもその権利を不当に侵害することのないよう注意しなければならないと規定し、留置担当官に任命される警察官に対しては都道府県警察学校において、また、都道府県警察本部で各警察署の留置業務を指導する幹部警察官等に対しては警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ留置業務に関する専門的な研修の中で、この規定に即した、被留置者に対する適正な処遇を行うことを指導している。

(c) さらに、締約国が、研修 / 教育プログラムの実施の評価方法、及び、拷問及び不当な取扱いの事案への効果についての評価方法を開発し実行しているのかにつき説明されたい。その場合、その方法論の内容と実施、及び、実行した措置の成果についての情報を提供されたい。

(答)

1 裁判官

裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、参加者を対象とするアンケート結果等を基に研修カリキュラムを見直している。また、講師については、学会での活動や著作の内容等も参考に、当該分野に造詣が深く相応の知名度がある専門家をその都度選定していると承知している。

2 検察官

前記 1 2 (a) のとおり研修を実施しているところ、研修員が作成する各講義の感想や研修修了後のアンケート等を基に、研修内容について見直しを行い、その充実に努めている。

3 入国管理局職員

研修に当たっては、国際機関、NGO 等に依頼して研修において最新かつ効果的な内容が提供されるようにしているほか、研修終了後にアンケートを実施し、次年度の研修における研修プログラム策定の参考としている。

4 矯正職員

研修の効果については、研修の内容や目的等に応じ、試験、アンケート、レポート等を通じて受講者の理解度を測るなどしており、随時見直しを行っている。

5 警察職員

警察でも 1 1 や 1 2 (a) のとおり、各種人権課題についての教育を実施しているところ、これらの教育の評価方法については、試験、アンケート調査等の方法により、教育の効果を測定し、その結果を授業内容に反映させている。

なお、試験の実施に当たっては、例えば、各種人権課題の教育であれば、その教育において身に付けるべき実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに、客観的な評価に配慮し、教育を受けた警察職員の修得状況を確実に測定している。

第11条

13. 新たな取調べの規則，指針，手法，運用及び身柄拘束に関する措置につき，前回の審査以降新たに導入されたものにつき情報を提供されたい。また，これらの見直しの頻度につき説明されたい。

(答)

1 警察においては，捜査における取調べの一層の適正化のため，2008年4月，捜査部門以外の部門による取調べに関する監督制度を設置する内部規則を定め，2009年4月から施行されている。また，取調べは，やむを得ない理由がある場合のほか，深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならないことを内部規則に明記するなど，取調べ時間の管理の厳格化を図るとともに，精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たって取調べを行う時間や場所等について配慮しなければならないこと，取調べ官等に迎合しやすいなど相手方の境遇，性格等に由来した特性に応じた取調べを行うこと等，取調べにおける留意事項を内部規則に追加した。さらに，取調べ状況を外形的に把握することができるようにするため，すべての取調べ室に透視鏡等の設置を図るなど，取調べ環境の整備も行った。

これら取調べの適正化に係る施策は，見直しの時期等を定めているわけではなく，適時的確に推進しているものである。

2 また，検察でも2008年4月，取調べの適正を一層確保するため，検察における取調べ適正確保方策を公表し，取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合，検察官は，当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること，取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合，検察官は，できる限り早期に接見の機会を与えるようにすること，深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとするなど，取調べにおいては，少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとするなど，被疑者の取調べに関して，被疑者の弁護人等から申入れがなされ，又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは，決裁官がその内容を把握し，速やかに，所要の調査を行って，必要な措置を講じること等を定め，実施している。

これらの施策についても，見直しの時期等を定めているわけではないが，適時的確に推進している。

14.

(a) 警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、例えば、すべての取調べを電子的に記録し、ビデオによって録画するなどの仕組みにより組織的に監視されること、被留置者が取調べの間に弁護士へアクセスすること及び取調べに弁護士が同席することが保障されること、並びに（先に述べた録画等による取調べの）記録が刑事裁判で利用されることを確保するためにとった措置につき最新の情報を提供されたい。この関連で、2008年1月に警察庁より発出された取調べの実施に関するガイドラインの内容及びその実施状況につき詳述されたい。

(答)

1 警察においては、捜査における取調べの一層の適正化について対策を講ずるため、2008年1月、(1)取調べに対する監督の強化、(2)取調べ時間の管理の厳格化、(3)その他適正な取調べを担保するための措置、(4)捜査に携わる者の意識向上を内容とする「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめた。この指針にのっとり、新たな内部規則を定めて捜査部門以外の部門による取調べに関する監督制度を設置すること、内部規則により取調べ時間の管理の厳格化を図ること、取調べ状況を外形的に把握することができるようにするためすべての取調べ室に透視鏡等の設置を図ること等を迅速かつ着実に実施してきたところである。また、警察においては、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策を検討するため、2008年9月から5都府県において、裁判員裁判対象事件に関し、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画の試行を開始し、2009年4月からは、すべての都道府県警察に拡大して試行を実施している。取調べの録音・録画の試行は、2010年12月末現在、719件実施されている。

2 検察においては、最高検察庁の調査によれば、2008年4月から2010年3月までの間、取調べの一部録音・録画が実施された件数は、3791件であり、その状況を記録したDVDについては、被告人の供述録取書等として、法律に従い弁護人に開示している。実際に公判廷でDVDが証拠として採用された件数は、上記のうちの51件である。また、同じく最高検察庁の調査によれば、2010年6月から9月までの4か月間において、被疑者が接見を希望する旨の申出をした場合に直ちに弁護人に連絡を取るなどの措置を講じた件数は、1090件である。

なお、被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについては、その実現に向け、幅広い観点からの調査検討を進めているところである。

(b) 締約国が、被疑者の取調べが拷問等禁止条約に合致することを確保するよう代替措置をとったか、及び、取調べの時間の長さについて、違反に対する適切な制裁を含め、厳格な規則を採用したかにつき説明されたい。また、自白を得るため、長時間の尋問を通じて無罪を主張する被疑者を「弱体化」させるためのガイドラインを含む愛媛県警察の内部資料につき詳述されたい。この文書が開示されて以降、どのような措置をとったか詳述されたい。

(答)

- 1 憲法第38条第2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定し、これを受けて、刑事訴訟法第319条第1項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものではない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定しているなど、我が国の法制は、拷問等禁止条約第15条と適合している。
- 2 警察においては、取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならないこと、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察署長等の捜査責任者の事前の承認を受けなければならないこと及びこの事前の承認を受けずにこのような取調べを行った場合、取調べの中止その他の措置を講ずることについて、内部規則に明記している。
- 3 検察においては、2008年から、取調べの適正を一層確保するため、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとする、取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとする、被疑者の取調べに関して、被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは、決裁官がその内容を把握し、速やかに、所要の調査を行って、必要な措置を講じること等を定め、実施している。
- 4 愛媛県警察における情報流出事案において、流出した文書の中に「被疑者取調べ要領」と題する文書があったが、当該文書は警察庁又は愛媛県警察において作成されたものではなく、個人が作成したものである。
警察においては、従来から、取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない旨内部規則で定めており、適正な取調べの確保を図っている。

第12条及び第13条

15. 前回の拷問禁止委員会の最終見解を踏まえ、拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び不当な取扱いに当たる行為が時間の制限なく、捜査、訴追及び処罰の対象となるよう、条約上の義務に完全に一致させるよう、時効に関する規則及び規定を見直したかにつき説明されたい（最終見解パラ12）。

（答）

人を死亡させた犯罪のうち、死刑に当たる罪について公訴時効を廃止し、懲役・禁錮に当たる罪について公訴時効期間を延長する内容の法改正がなされ、2010年4月に施行された。これにより、例えば、殺人罪については、公訴時効が廃止され、また、特別公務員暴行陵虐致死罪、特別公務員職権濫用致死罪については、時効期間が10年から20年に延長された。

第12条 13条

16.

(a) 前回の委員会の最終見解において勧告されたことを受け、入管収容施設における処遇に関する不服申し立てを再審査する独立機関が設置されたか説明されたい(最終見解パラ14)。

(答)

- 1 不服申し立てを審査する独立機関は、現在までのところ、設置していない。
- 2 入国管理局では、2009年に入管法の一部を改正し、2010年7月、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」(以下2及び4において「委員会」という。)を新たに設置した。この委員会制度は、個々の被収容者に対する処遇の適否を検討する不服申出制度とは異なるものであるが、第三者たる学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者等の有識者で構成されており、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等施設の運営の改善向上を図るため、入国者収容所等又は出国待機施設の視察や被収容者等との面接を行うとともに、入国者収容所等や出国待機施設内に設置した提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案を踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べる活動を行っている。委員会の独立性を担保するため、委員が被収容者等と面接を行う際は、委員会からの要請がない限り、入国管理局職員による立会は行っておらず、提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案書については、委員が直接提案箱を開封して書面を回収しており、被収容者等は、意見や提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、委員会に訴えることが可能となっている。
- 3 また、2010年9月、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題についてより望ましい状況を実現するため、日本弁護士連合会との間で、その方策等を協議する場を持つこととするとともに、その一環として、弁護士による被収容者からの無料法律相談等を実施すること等を合意し、既に無料法律相談を実施している。この無料法律相談においても、入国管理局職員による立会は行っておらず、被収容者が処遇に関する不服があるときは、外部の独立した機関である日本弁護士連合会に申し立てを行うことも可能である。
- 4 このような委員会による活動や日本弁護士連合会との取組を通じて入国者収容所等における処遇の改善を図っているところであり、これらの運用状況を踏まえつつ、不服申し立てを審査する独立機関の設置が必要との判断があれば、設置について検討することとなる。

(b) 委員会の最終見解に対するコメントにおいて、締約国は、「法務省入国管理局においては、処遇の透明性を確保する観点から、処遇に対する第三者的な監視システムを設けることについて、その設置の是非も含めて検討するため、刑事施設視察委員会の運用状況や海外での事例を収集し、調査・研究を進めているところである」と述べている。右プロセスの現状及び結果についての最新の情報を提供されたい。

(答)

1 2009年の入管法の一部改正を受け、2010年7月、入国者収容所、収容場又は出国待機施設(注)(以下「入国者収容所等」という)の運営を監視する第三者機関として、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」(以下2及び3において「委員会」という。)を新たに東京と大阪に設置した。

2 委員会の委員は、刑事施設視察委員会等の運用状況等を参考にしながら、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の改善向上に熱意を有する学識経験者、法曹関係者、医療関係者、国際機関関係者、NGO関係者、地域住民という幅広い分野の中から、各委員会とも10名の委員を任命した。

16(a)でも述べたが、委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等施設の運営の改善向上を図るため、入国者収容所等の視察や被収容者等との面接を行うとともに、入国者収容所等に設置した提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案を踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べることとなり、入国者収容所長等は、その意見等を踏まえて、より一層の改善向上を図ることとなる。

3 なお、委員が被収容者等と面接を行う際には、委員会からの要請がない限り、入国管理局職員による立会は行っておらず、提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案書については、委員が直接提案箱を開封の上、書面を回収しており、もって被収容者等は、意見や提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、委員会に訴えることが可能となっている。

(注) 上陸防止施設は、2009年の入管法改正により、2010年7月から「出国待機施設」と呼称されることとなった。

17.

(a) 前回の委員会の最終見解に関し、留置施設又は刑事施設において公判前勾留にある者及び刑事施設内の被収容者から報告された拷問及び不当な取扱いに当たる行為に関するすべての申立て及び不服申立てを、迅速、中立的、かつ効果的に調査する権限を有する独立機関を設置するためにとった措置につき最新の情報を提供されたい(最終見解パラ21)。この関連で、かかるメカニズム(機関)が十分な資源と職員を有し、その役割を効果的に実行するためにすべての関連情報に十分アクセスすることが確保されているか否かにつき説明されたい。

(答)

- 1 刑事収容施設法では、留置施設に関する不服申立て制度として、処分性のある行為等に係る審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使についての事実の申告、処遇全般に関する苦情の申出の3つの制度が設けられている。
- 2 このうち、審査の申請及び事実の申告は、被留置者が警察本部長に対して行った申出の裁決に不服がある場合には、都道府県公安委員会に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができるとされており、この場合に、公安委員会は、その内容を調査するために必要があるときは、留置業務管理者に対して報告や資料の提出を命じること、指名する職員に申出人等の関係者に対する質問をさせること等を行うことができるとされている。
- 3 また、都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から都道府県警察を管理するものであり、その委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものであることから、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われているものである。
- 4 さらに、同法では、刑事施設に関する不服申立て制度としても、審査の申請、事実の申告、苦情の申出の3つの制度をもうけている。このうち、審査の申請及び事実の申告については、矯正管区の長の裁決等に不服がある場合は、法務大臣に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができるとされている。
- 5 そして、法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告については、法務大臣が申請人の申請に理由がないとして退けようとする場合及び申告に係る事実が認められ

ないことを通知しようとする場合には、法学者、弁護士、医師等の外部の有識者（委員）から構成される刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会に諮ることとされており、処分の公平性・中立性が確保されている。

同検討会は、2006年1月12日の第1回会議以降、おおむね毎月2回ずつ開催され、2010年10月末現在計99回開催されている。

同検討会では、委員からの要望があった資料は全て委員に提供されており、その役割を効果的に実行するためにすべての関連情報に十分アクセスすることが確保されている。

なお、刑事施設視察委員会は、個別の事案について特定の被収容者の権利利益の救済を図ることを直接の目的として設置されたものではないが、施設の視察、被収容者との面接、被収容者からの提案の受理などを行い、刑事施設の運営の状況についての的確に把握した上で、刑事施設の長に対し、その運営に関する意見を述べることを職務としており、施設運営全般の向上に寄与しているものである。

(b) 被収容者が不服申立てを行う権利を完全に行使できることを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。これらの措置が、不服申立てを行う際に被収容者が法的代理人を利用できるよう確保すること、証人への脅迫に対する保護制度を設立すること及び補償請求権を制限したすべての判決を再調査すべきであることを含むか、説明されたい。

(答)

- 1 被収容者が不服申立てを行う権利を完全に行使できることを確保するためにとった措置については、前回報告パラ 114 のとおり、矯正施設の被収容者が拷問等を受けたと主張する場合には、刑事上の告訴等を利用して捜査機関に申立てを行い、迅速かつ公平な検討を求めることができるほか、民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能である。
- 2 刑事施設において、上記 1 について、代理人に依頼することを禁止しておらず、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関して代理人として職務を行う弁護士と受刑者の外部交通について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特段の事情がある場合を除き(未決拘禁者については、更に罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特段の事情がある場合を除く。)、面会に職員の立会又は面会状況の録音若しくは録画をさせないこととし、また、発受する信書の検査も弁護士との間で発受する信書であることを確認することに留めている。
- 3 なお、告訴等、民事訴訟及び行政訴訟の提起に当たり、弁護士等を利用することについて、一切の制限はない。
- 4 おって、証人への脅迫に対する保護制度を設立すること及び補償請求権を制限したすべての判決を再調査すべきであることは含まない。
- 5 刑事施設の全被収容者が利用できる、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上の不服申し立て制度として、審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告、法務大臣に対する事実の申告及び苦情の申出の各制度が設けられているが、これらの不服申し立て制度については、全ての被収容者に対し、入所時に告知を行うほか、居室等に備え付けられている冊子に記載する等の方法により、被収容者に周知徹底が図られている。

また、書面による不服申立てを希望する者には、書面の作成要領を説明する冊子を貸与しており、書面の作成を容易にさせるための配慮がなされている。

なお、これらの不服申立て制度については、法律上、秘密申立ての保障がされている（刑事施設の長に対する苦情の申出を除く）とともに、不服申立てをしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをすることが禁じられている。

（参考）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第 112 条

刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士

第 116 条

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、未決拘禁者の第 112 条各号に掲げる者との面会については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

(c) 法執行機関職員によって行われたとされる拷問及び不当な取扱いに関する不服申立て並びに関連する捜査、訴追、及び刑罰又は懲戒処分、並びに被害者に対する補償について、犯罪、民族、年齢及び性別ごとの内訳がある詳細な統計データを提供されたい。

(答)

1 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った場合、被害者は、国家賠償法に基づき、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求できる。

また、公務員(法執行機関職員を含む)がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、公務員職権濫用罪(刑法193条、2年以下の懲役又は禁固)により処罰可能である。

さらに、裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁した場合は特別公務員職権濫用罪(刑法194条、6月以上10年以下の懲役又は禁固)により処罰可能である。また、裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をした場合及び法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をした場合は特別公務員暴行陵虐罪(刑法195条、7年以下の懲役又は禁固)により処罰可能である。上記2つの罪(刑法194条及び195条の罪)を犯した結果、人を死傷に至らせた場合、特別公務員職権濫用等致死傷罪(刑法196条)により、傷害の罪と比較して、重い刑で処罰される。(傷害にとどまるときは傷害の刑(刑法204条、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金)と、傷害致死に至ったときは傷害致死の刑(刑法205条、3年以上の有期懲役)と比較される)

これらの罪名に関する公判請求人員は別表1のとおりである。(なお、量刑に関する統計、民族、年齢及び性別ごとの統計は取っていない。)

また、これらの罪名に係る全体の有罪人員は別表2のとおりであると承知している。

なお、国家賠償請求や懲戒処分について、拷問等に当たる行為に基づくものに特定した統計を取っていない。

(別表1)

公判請求人員

罪名	2007年	2008年	2009年
特別公務員職権濫用	-	-	-
特別公務員職権濫用致死傷	-	-	-
特別公務員暴行陵虐	3	1	16

特別公務員暴行陵虐致死傷	-	-	-
--------------	---	---	---

(別表2)

刑事通常第一審における有罪(一部無罪を含む)人員(地裁)

罪名	2007年	2008年	2009年
特別公務員職権濫用	-	-	-
特別公務員職権濫用致死傷	-	-	-
特別公務員暴行陵虐	-	2	5
特別公務員暴行陵虐致死傷	4	-	-

(注)1 実人員である。

2 罪名は処断罪名である。

2 公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分
に不服があるときは、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求するこ
とが認められている。地方裁判所は、付審判の請求に理由があるときは、事件を裁判
所の審判に付する旨の決定を行う。この決定により、その事件について公訴の提起が
あったものとみなされ、検察官の職務を行う弁護士(指定弁護士)が裁判所により指定
され、この指定弁護士が、付審判決定に係る事件について、公訴の維持に当たること
になる。

既済人員及び決定のあった事件については、以下のとおりであると承知している。

付審判請求事件の既済人員(地裁)

	2007年	2008年	2009年
既済人員	206	201	425

(注)延べ人員である。

付審判決定のあった事件

事件名	2007年	2008年	2009年
特別公務員暴行陵虐	-	1	1
特別公務員暴行陵虐致死	-	-	1

(注)実人員である。

3 刑事施設に収容された被収容者による不服申立て制度の利用状況は、以下のとおり
である。

なお、各申立て件数は、拷問等に関するものに限定されていない。

不服申立て	2007年	2008年	2009年
審査の申請	3,075件	3,813件	3,717件
再審査の申請	763件	917件	1,177件

矯正管区の長に対する 事実の申告	880件	957件	1,279件
法務大臣に対する事実 の申告	222件	238件	403件
法務大臣に対する苦情 の申出	4,036件	4,052件	4,173件

4 刑事施設に収容された被収容者による救済申立制度等の利用状況は、以下のとおりである。

ただし、申立て事項は、拷問等に限定されず、希望、意見、感想を含めた苦情等一切の処遇に対する不服を含んでいる。

	2007年	2008年	2009年
告訴	700件	788件	762件
告発	89件	67件	68件
訴訟	281件	358件	243件

第14条

18.

(a) 前回の委員会の最終見解を踏まえ、拷問又は不当な取扱いに当たる行為のすべての被害者が、補償及びリハビリテーションを含め、救済の権利を完全に行使することができるよう確保するためにとった措置につき情報を提供されたい(最終見解パラ23)。締約国において確立したリハビリテーション支援につき詳述されたい。

(答)

1 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った場合、被害者は、国家賠償法第1条の規定に基づき、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求することができる。

拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った者が私人である場合には、被害者は、民法第709条の規定に基づき、当該私人に対し、損害賠償を請求することができる。

また、公務員がその職務上の義務に違反したために拷問又は不当な取扱いに当たる行為を防止できなかった場合など、私人の行為によって生じた結果と公務員の職務義務違反行為との間に因果関係がある場合には、被害者は、国家賠償法第1条の規定に基づき、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求することができる。

なお、上記の国家賠償等が成立しない場合においても、犯罪被害者等給付金が適用される可能性もあり得る。

2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上の不服申し立て制度として、審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告、法務大臣に対する事実の申告及び苦情の申出の各制度が設けられているが、いずれの制度も施設の措置等に不当な点が認められた際には、是正を図ったり、再発防止のための措置を執ることができることとされている。

具体的には、審査の申請及び再審査の申請については、申請に理由があるときは、審査庁である法務大臣または矯正管区の長が、処分の一部又は全部を取り消し、若しくは、事実行為の全部又は一部を撤廃することを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言することとされており、さらに、審査庁が裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともにその旨を宣言することもできるとされている。

事実の申告については、法務大臣または矯正管区の長が、事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、再発の防止のため必要な措置等を執るものとされている。

苦情の申出については、法務大臣が、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならないとされている。ここでいう「誠実な処理」には、

必要があると認められる場合に、再発防止のための措置等を執ることも含まれる。

また、法的な救済を求めて訴訟を提起することも可能である。

3 入国管理局の収容施設は、刑事施設とは異なり、被収容者の矯正・更生を目的としたものではなく、あくまでも退去強制事由に該当する者を送還するまでの間、その身柄を確保しておくことを目的とするものであることから、収容施設の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由を与えているところである。

そのため、設備が整っている入国者収容所等においては、一定の時間帯において、職員の立ち会いなしで外部へ自由に電話をかけることが可能であるため、その処遇に不服がある者については、自ら弁護士に電話をかけた上、裁判で争う途も開かれている。

さらに、被収容者処遇規則に定める不服申出制度により、処遇の適正化を図ってきたところ、その運営の透明性を確保するという要請を踏まえ、2010年7月、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」(以下当該段落において「委員会」という。)を新たに設置した。委員会は、入国者収容所等の視察及び被収容者との面接を行い、また、入国者収容所等の収容施設内に設けている提案箱に被収容者が投函した意見・提案書を踏まえ、入国者収容所等の長に意見を述べることとなり、入国者収容所長等は、その意見等を踏まえて、より一層の警備処遇の透明性の確保及び入国者収容所等の運営の改善向上を図ることとなる。

また、2010年9月、法務省入国管理局と日本弁護士連合会との間において、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題を協議する場を持つこととするとともに、弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の被収容者からの法律相談に応じることなどについて合意した。この合意に基づき実施している弁護士会による出張無料法律相談などを通じて、法的救済を求めて訴訟を提起することも可能である。

(参考)

入管法(抄)

第61条の7の2 法務省令で定める入国管理官署に、入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

第61条の7の4 入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第61条の7第5項の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(b) 補償の要求数、補償が認められた数、及び、それぞれのケースについての命じられた補償額及び実際に支払われた額についてのデータを提供されたい。

(答)

【刑事施設】

2007年から2009年までの間で、刑事施設の被収容者等が提起した訴訟の件数については、問17(c)のとおりであるが、その訴訟のうち、損害賠償の支払等を求めた民事訴訟の件数及び国に損害賠償を命じた判決の件数は以下のとおりである。

	2007年	2008年	2009年
民事訴訟の件数	246件	320件	219件
損害賠償を命じた判決の件数	16件	11件	14件

【入国管理局収容施設】

- 1 質問の前提となる「不当な取扱いに当たる行為」(18(a))の意味は、必ずしも判然としないが、前回の最終見解があった2007年から2009年までの間に、入国管理局収容施設において不当な処遇を受けたなどとして損害賠償請求訴訟を提起された件数は2件であり、2007年以前から、係属していた件数は4件である。
- 2 上記6件は、現在においていずれも判決が確定しており、そのうち、5件は国側勝訴、他の1件は国側敗訴で、国に対し賠償額58万250円及びこれに対する2002年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命ずる判決となっている。国から相手方に支払われた総額は、遅延損害金17万8,989円と併せて、75万9,239円である。

19. 前回の最終見解において、委員会は、締約国が、拷問行為に刑事責任のある者を訴追せず、第二次世界大戦中の性的虐待の被害者にリハビリテーションを提供していないことにより、被害者にとっての継続的な虐待と再トラウマを助長していることに懸念を表明した（最終見解パラ24）。この懸念に対応するためにとった措置につき情報を提供されたい。締約国は、戦時下の虐待のすべての被害者に対して公的な補償を提供するために効果的な立法的・行政的措置をとったか、性的奴隷行為の加害者を捜査し訴追したか、性的及びジェンダーに基づく暴力の差別的要因を是正するために学生や一般人に教育を提供したか、につき説明されたい。締約国が、戦時下の性的虐待の被害者を侮辱し、あるいはその事実を否定するようないかなる試みに対しても公に反論し、制裁を課したかにつき情報を提供されたい。

（答）

- 1 我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、これまで痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明してきた。また、戦後一貫して、軍事大国にならず、いかなる問題も平和的に解決するとの立場を堅持している。
- 2 我が国政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しており、これまで、慰安婦の方々への内閣総理大臣の手紙の発出や内閣官房長官談話（1993年）等で心からのお詫びと反省の気持ちを表明してきている。
- 3 条約等の当事国との間では、賠償並びに財産及び請求権の問題は法的に解決済みであることから、既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、国民と政府が協力して設立した「女性のためのアジア平和基金」（アジア女性基金）により対応することが適切であると村山内閣にて判断し、その後政府として、元慰安婦の方々への医療・福祉事業や「償い金」の支給等の基金の事業に対して最大限の協力を行ってきた。
- 4 同基金は、関係国との調整の結果、平成19年3月末をもって解散したが、日本政府としては、同基金の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう今後とも最大限努力していく考えであり、同基金の事業のフォローアップを行っていく。具体的には同基金の対象国であった韓国・台湾・フィリピン及びインドネシアにおいて、元アジア女性基金関係者に委託して、元慰安婦の訪問ケア（韓国・台湾・フィリピン）、集団カウンセリング（韓国）及び先方政府・大学関係者等との意見交換（インドネシア・フィリピン）を行ってきている。また、これらに加えて、今日的な女性に関する問題に対処するため、「女性と貧困撲滅に関するシンポジ

ウム」の開催等に対する支援も行っている。

第15条

20.

(a) フォローアップのためにラポルトゥールにより要請されたとおり、拷問又は不当な取扱いによって得られた自白は証拠とすることができないと規定する刑事訴訟法第319条第1項、及び、その実際上の施行・実施状況についての詳しい情報を提供されたい。

(答)

憲法第38条第2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定している。刑事訴訟法第319条第1項は、これを受けて、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と定めている。

統計資料等はないものの、検察当局においては、刑事訴訟法第319条第1項に従い、適切に運用を図っている。

(b) 取調中に不当な取扱いがあったという不服申立ての数，自白を得るために拷問が用いられたとの不服申立ての回数，これらのうち裁判にかけられた回数，及び，処罰の種類及び被害者に対する補償の内容を含めその裁判の結果，のそれぞれについての最新の情報を提供されたい。

(答)

最高検察庁の調査によれば，2010年6月から9月までの間において，被疑者又はその弁護人等から，取調べに関する不服申立がなされた件数は，141件である。それらについては，いずれも決裁官等において所要の調査を行い，取調官に対して適切な配慮を促すなど必要な措置を講じている。これらのうち裁判となった事案はない。

第16条

21.

(a) 前回の拷問禁止委員会の最終見解を踏まえ、とりわけ暴力や適切な医療措置へのアクセスの欠如といった申立てに対処するため、上陸防止施設や入管収容センターにおける収容の状況改善のためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ14)。また、これらの施設において、未成年者が成年の被収容者と分けて収容されることを確保するためにとった措置についての情報も含めていただきたい。

(答)

1 2009年の入管法の一部改正を受け、2010年7月、入国者収容所、収容場又は出国待機施設(注)(以下「入国者収容所等」という。)の運営を監視する第三者機関として、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」(以下2及び3において「委員会」という。)を新たに東京と大阪に設置した。

2 委員会の委員は、刑事施設視察委員会等の運用状況等を参考にしながら、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の改善向上に熱意を有する学識経験者、法曹関係者、医療関係者、国際機関関係者、NGO関係者、地域住民という幅広い分野の中から、各委員会とも10名の委員を任命した。

委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等施設の運営の改善向上を図るため、入国者収容所等の視察や被収容者等との面接を行うとともに、入国者収容所等に設置した提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案を踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べることとなり、入国者収容所長等は、その意見を踏まえて、より一層の改善向上を図ることとなる。

3 なお、委員が被収容者等と面接を行う際には、委員会からの要請がない限り、入国管理局職員による立会は行っておらず、提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案書については、委員が直接提案箱を開封の上、書面を回収しており、もって被収容者等は、意見や提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、委員会に訴えることが可能となっている。

4 また、入管法上、退去強制手続は、被退去強制者の身柄を収容した上で進めることが原則とされており、これは未成年者についても例外ではないが、未成年者の退去強制手続を行うに当たっては、適切な身元引受け先を探し、親族や児童相談所に一時保護を依頼して預けるなど、極力収容を行わずに対応しており、やむを得ず収容する場合であっても、人道的配慮の観点から、収容した当日のうちに仮放免を行うなどしているほか、このような措置を執ることができない場合であっても、退去強制手続や難

民認定手続を他の者より優先して処理するなどして、必要最小限の収容にとどめるようにしている。

5 さらに、未成年者の収容が継続する場合でも、児童の権利条約第3条に規定する未成年者の最善の利益を考慮して、原則として、他の成人被収容者と分離収容することとしており、施設の事情等からこのような措置を執ることが困難である場合においては、当該未成年者が他の成人被収容者から受ける喫煙その他の悪影響が最小限となるよう居室の割り振りに配慮した上、適切に対応することとしている。

6 おって、未成年者に対して出国待機施設を使用させる場合であっても、原則として、成人とは分離しており、適切に対応することとしている。

(注) 上陸防止施設は、2009年の入管法改正により、2010年7月から「出国待機施設」と呼称されることとなった。

(b) 申請が却下されたあるいは未決定の庇護申請者の収容の長さについての懸念に対処するためにとった措置につき説明されたい。2008年及び2009年における庇護申請者の収容期間につき、年齢、性別、国籍及び収容施設の場所の内訳毎に、統計的情報も提供されたい。また、2007年、2008年及び2009年において、年齢、健康状態その他人道的理由により特別な考慮が払われ、退去強制令書が未決であるにもかかわらず、暫定的に収容施設を出ることが認められた申請者の数についての情報を提供されたい。

(答)

- 1 入管法では、身柄を収容した上で退去強制手続を進めることが原則とされているが、身柄の拘束を一時的に解く必要が生じた場合に備えて、仮放免制度が規定されており、被収容者から仮放免の請求があった場合には、入国者収容所長又は主任審査官が、本人の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産、健康状態、収容期間等諸般の事情を総合的に考慮し、その許否を決定している。
- 2 また、入管法上、難民認定申請中の者の送還は禁止されているところ、収容中の難民認定申請や、難民認定申請を繰り返し行う場合などにより、近年、収容が長期化する傾向にあることを踏まえて、2010年7月から、退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過しても送還に至っていない被収容者については、仮放免の請求の有無にかかわらず、入国者収容所長又は主任審査官が一定期間ごとにその仮放免の必要性や相当性を検証・検討の上、その結果を踏まえ、被収容者の個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用し、収容の長期化をできるだけ回避するよう取り組んでいることから、長期収容者は、減少傾向にある。
- 3 なお、難民認定申請中の被収容者の収容期間に係るデータについては、別紙2のとおりである。また、暫定的に収容施設を出ることを認められた難民認定申請中の被収容者数の統計は別紙3のとおりである。なお、難民認定申請中の者の国籍別内訳数については、その手続の性格から、詳細を公表することは避けるが、2008年及び2009年12月末日24時現在の難民認定申請中の被収容者の国籍は、アフガニスタン、バングラデシュ、ボリビア、ブラジル、カメルーン、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エジプト、エチオピア、ガーナ、ギニア、インド、イラン、イラク、ラオス、リベリア、マリ、ミャンマー、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ペルー、フィリピン、スリランカ、タイ、トルコ、トーゴ、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナムである。

仮放免許可又は仮滞在許可により暫定的に収容施設を出ることが認められた難民認定申請中の被収容者数

	年齢			
		小計	男性	女性
2007年	10歳未満	1	1	
	20歳未満	6	6	
	30歳未満	48	42	6
	40歳未満	73	56	17
	50歳未満	44	33	11
	60歳未満	10	8	2
	60歳以上	1	1	
	小計	183	147	36
2008年	10歳未満	2	1	1
	20歳未満	1	1	
	30歳未満	45	38	7
	40歳未満	53	46	7
	50歳未満	47	42	5
	60歳未満	7	4	3
	60歳以上			
	小計	155	132	23
2009年	10歳未満	3	3	
	20歳未満	6	5	1
	30歳未満	72	61	11
	40歳未満	115	86	29
	50歳未満	93	82	11
	60歳未満	14	10	4
	60歳以上	2	2	
	小計	305	249	56
合計				

22. 前回の拷問禁止委員会の最終見解の勧告を受け、警察の留置施設において防声具（gags）の使用を廃止したか否かにつき説明されたい（最終見解パラ 15）

（答）

- 1 刑事収容施設法では、保護室が設置されていない留置施設に限り、防声具の使用を認めているところであり、保護室が設置されている留置施設では防声具を置いていない。
- 2 こうした中、警察庁の指導の下、都道府県警察では、厳しい財政状況にもかかわらず、留置施設における保護室の設置を計画的に進めており、2010年4月1日現在、全国1,239施設中341施設で370室、全留置施設の約30%に設置されている（2007年比で106施設増、123室増）。
- 3 仮に保護室が設置されていない留置施設において防声具の使用を禁止した場合、ある被留置者の大声により他の被留置者の睡眠が妨害され続けるなどの結果が生じるので、防声具の使用の禁止は適切ではない。
- 4 なお、防声具の使用については、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、他の被留置者の睡眠を妨害するなど留置施設内の平穏な生活を乱し、かつ、防声具の使用以外にこれを抑止する手段がないときに限り、使用が許されるものであり、その使用時間は3時間に制限され、防声具を使用した場合には、留置業務管理者は、速やかに、被留置者の健康状態について医師の意見を聴くこととされるなど、その使用に関して刑事収容施設法において厳しい条件が規定されており、自白を得る目的での使用は禁じられている。

23.

(a) 前回の委員会の最終見解を踏まえ、国際的な最低水準に合致するよう、刑事施設における状況を改善するための措置、特に過剰収容を是正するためにとった措置につき説明されたい(最終見解パラ17)

(答)

- 1 刑事施設における過剰収容に対処するため、2007年度当初予算以降、2010年度当初予算までに、延べ34庁において、約1,400名分にかかる収容能力の拡充の予算措置がされた。
- 2 PFI手法を活用した刑事施設について、2007年度に3庁、2008年度に1庁の運用を開始し、計6000名分の収容能力の拡充を図った。
- 3 上記2のとおり新規に刑事施設を増設したほか、刑事施設の収容状況を勘案して、適宜、刑事施設間の収容率の均衡がとれるよう受刑者の移送を指示して収容調整を図っている。

(b)この関連で、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の内容と実施状況及びその改正につき詳述されたい。また、これらの措置により、刑事施設の状況改善にどのような効果があったかについての情報も提供されたい。

(答)

1 監獄法の改正の経緯(「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の制定及び同法の一部改正の経緯)

第1回政府報告書パラ85で言及した行刑改革を実現する上で最も重要な課題である監獄法の改正は、2段階に分けて行われた。

まず、2006年5月24日、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行された。

さらに、2007年6月1日、未決拘禁者、死刑確定者等の処遇に関する事項を中心とした「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。この一部改正法の施行をもって、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の題名は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「刑事収容施設法」という。)に改められ、約100年ぶりに監獄法の全面改正が完了した。

2 刑事収容施設法の主な内容

刑事収容施設法のうち、刑事施設に係る主な内容は次のとおりである。

(1) 被収容者の権利義務・職員の権限の明確化

被収容者の権利義務として、宗教上の行為、書籍や新聞などの閲覧等の権利保障と制限要件が明確化された。職員の権限として、規律秩序維持のための措置が明確化された。また、懲罰の要件、科罰手続として事前告知・弁解の機会の付与などが整備された。

(2) 受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実

受刑者の処遇は個々の受刑者の資質及び環境に応じて最も適切な方法で行うという「処遇の個別化」の原理が明らかにされている。特に「矯正処遇」として行われる作業、改善指導及び教科指導については、個々の受刑者の特性に応じた適切な処遇要領に基づいて計画的に行うことを明らかにしたほか、優遇措置、外部通勤作業、外出・外泊等の新たな処遇方策を導入している。

(3) 被収容者の生活水準の保障

被収容者の健康を保持するに足り、かつ、適正と認められる範囲で、衣類・食事などの給貸与及び自弁物品の使用の範囲・要件が明確化されている。また、刑事施設は、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の水準に照

らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずることとされている。

(4) 外部交通の保障・拡充

被収容者の面会や信書の発受を一定の範囲内で保障すると同時に、制限要件を明確化した。また、一定の要件を満たす受刑者に対して、電話による通信を許容する規定が設けられている。

(5) 不服申立制度の整備

次の(a)から(c)までの制度が創設されているほか、秘密申立ての保障及び不利益取扱いの禁止が明文化されている。

(a) 被収容者は、刑事施設の長の一定の措置について、矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。また、その申請の裁決に不服がある者は、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

(b) 職員から身体に対する違法な有形力の行使等を受けた被収容者は、矯正管区の長に対し、その事実の申告をすることができる。また、その申告に係る事実の有無についての確認の結果等に不服があるときは、法務大臣に対し、その事実を申告することができる。

(c) 被収容者は、自己が受けた処遇について、法務大臣、監査官又は刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。

(6) 行刑運営の透明性の確保

民間人が刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べる制度として、刑事施設視察委員会を置くこととした。

刑事施設視察委員会が、刑事施設の実情を的確に把握した上で、国民の代表として意見を述べ、施設運営全般の向上に寄与することを目的としていることにかんがみ、各刑事施設においては、委員会がその任務を達成するため必要な協力を行うこととすることはもちろん、委員会が述べた意見はできる限り、刑事施設の運営に反映させることとしている。

また、法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとされている。

(c) 戒具の使用が厳格に監視されているか、また、これらの道具が処罰のために用いられないための措置をとっているか、につき説明されたい。この点において、被収容者を拘束するための新機種の手錠及び拘束衣の使用についての情報を提供されたい。

(答)

1 第二種手錠については、「刑務官の職務執行に関する訓令」第30条に使用要件を規定し、拘束衣については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第78条に使用要件を規定しており、これらを職員に対する訓練、研修を通して徹底し、処罰のために用いられないようにしている。

また、被収容者に拘束衣及び第二種手錠を使用する場合は、携帯用ビデオカメラにより録画することとし、これらの使用を厳格に監視している。

2 刑事施設における第二種手錠及び拘束衣の使用件数は以下のとおりである。

	2006年	2007年	2008年	2009年
第二種手錠	176件	308件	250件	297件
拘束衣	10件	12件	1件	9件

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第78条

1 刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 1 逃走すること。
- 2 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 3 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、3時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて12時間を超えない範囲内で、3時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かななければならない。

刑務官の職務執行に関する訓令

第30条

刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者等に第二種の手錠を使用することができる。

- (1) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお法第78条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと認められるとき。
- (2) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。
- (3) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、被収容者等が法第78条第1項各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき

24. 前回の委員会の最終見解に関連し、適切かつ独立した医療措置が常にすべての受刑者に迅速に提供されるためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラ17）。この点において、刑事医療行政の管轄が厚生労働省になったか説明されたい。

（答）

刑事施設の医療部門を厚生労働省へ移管することについては、医師の確保を始めとして、被収容者の身柄の確保及びプライバシー保護の観点から施設内において診療が行える体制を維持する必要があること、非常時に登庁できる医師を確保し急患への対応が速やかに取れる体制を維持する必要があることなど、様々な問題があり実施されていないが、被収容者に対し適切な医療が提供されるよう、医師を始めとする医療スタッフの確保や医療設備の充実に努めているほか、必要に応じ、外部医療機関に通院・入院させる措置を講じている。

25.

(a) 前回の委員会の最終見解を踏まえ、国際的な最低基準に従い、締約国が、単独室収容が限られた期間内の例外的な措置に留まるよう法律を改正したか否かにつき説明されたい(最終見解パラ18)。特に、その改正法が、単独室使用の期限を含んでいるか、事前の身体及び精神面の検査が要求されているか、受刑者に単独室収容とする決定に対する不服申立て機構へのアクセスが提供されているかにつき説明されたい。

(答)

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設の規律及び秩序を維持し、又は当該受刑者を保護するための措置として隔離を規定している。
- 2 隔離の要件は、他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないときのいずれかである。
- 3 隔離の期間は、原則として3月以内とされ、特に継続の必要がある場合には、1月ごとに期間を更新することができることとされている。監獄法下における処遇上の独居拘禁の期間が原則として6月以内とされ、3月ごとに期間を更新することができることとされていたことと比較すると、隔離の必要性を判断する頻度を増やすことで、運用を厳格化している。
なお、隔離の必要性がなくなれば、期間内であっても直ちにこれを中止しなければならないのは当然である。
- 4 さらに、受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、3月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならないこととしている。
- 5 隔離は、審査の申請の対象とされているほか、その適正な運用を確保するために法務省及び矯正管区による実地監査や刑事施設視察委員会による視察等の各種措置が講じられている。
- 6 なお、法律上、隔離期間の上限を設けることについては、隔離の必要性が継続する以上、これを継続することはやむを得ないところであり、期間の上限を設けることは適当でないとする。もっとも、言うまでもなく、長期間の隔離は、受刑者の心身に悪影響を与えるおそれがあり、また、受刑者の改善更生を図るためには、他人と集団で生活することにより社会性を養うことが重要であることなどは十分に認識してお

り、今後とも隔離の適切な運用に努めたい。

(b) 拷問等禁止条約違反と認められるケースの被収容者を解放する観点から、専門的な心理学的・精神医学的検査を通じ、長期間にわたる単独室収容のすべてのケースにつき組織的に審査を行うためにとった措置についての情報を提供されたい。審査がなされたケースの数、及び、審査の結果単独室から解放された被収容者の数についての情報も含められたい。

(答)

受刑者を隔離する場合の更新等の手続については、25(a)のとおり。

単独室収容に限定した個別のデータはない。

26. 国際的な最低基準に合致するよう、死刑確定者の被収容者の状況改善のためにとっている措置についての最新の情報を提供されたい。特に、以下を確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。

(a) 死刑確定者及びその家族が、その死刑執行時期につき然るべく通知を受けること。

(答)

1 死刑執行の告知については、死刑確定者本人に対して、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものである。

また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ないとする。

2 なお、執行後は、法令に基づき、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族か弁護士等を指定することもできる。）に速やかに通知することとしている。

(b) 死刑確定者への訪問者の数及び訪問者の範囲に制限を加えないこと。

(答)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、面会等について、親族、重大な利害に係る用務の処理のため面会等をする必要がある者、面会等により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者を相手方とする者は、面会等を許すものとし、それ以外の者を相手方とするものは、交友関係の維持その他面会等を必要とする事情があり、かつ、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときに、刑事施設の長の裁量により、許すことができることとしており、親族以外についても、各刑事施設の長が、法律の趣旨を踏まえて、個別事案ごとに、適切に判断している。

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第120条

刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

- 1 死刑確定者の親族
- 2 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
- 3 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(c) 死刑確定者が、長時間単独室に収容されないこと。

(答)

- 1 刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように留意する必要がある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第36条は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室において行う旨を定め、原則として、居室外においても、相互に接触させてはならないとしている。
- 2 もっとも、同法36条では、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めており、こうした取扱いが人権侵害とは考えていない。

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第36条

死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 死刑確定者の居室は、単独室とする。

3 死刑確定者は、居室外においても、第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

(d) 高齢者及び精神病の死刑執行についてはより人道的アプローチがとられること。

(答)

1 法治国家においては、確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないことはいうまでもなく、特に、死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであり、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処すべきものと考えている。

法律上、高齢であることは死刑の執行停止事由には該当せず、当然に恩赦を相当とする理由に当たるわけでもない。

2 法律上、死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、法務大臣の命令によって執行を停止することとなる(注)。

死刑確定者の精神状態については、専門的な見地からの判断も含めて慎重に検討し、心神喪失の状態に至らないと判断された場合は、確定した裁判の執行を尊重し、法の定めるところに従って厳正に対処すべきものと考えている。

(注) 刑事訴訟法

第479条 死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。

2～4 (略)

3 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条第1項においては、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、若しくは疾病にかかっているなどの場合には、速やかに刑事施設の職員である医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めている。

4 死刑確定者に対しても、定期的な健康診断を行うほか、日常的に職員が綿密な視察を行い、必要に応じて医師による診察を行うなど、慎重に死刑確定者の心身の状況の把握に努めているところである。

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第62条

刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。以下同じ。)を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第1号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染

させるおそれがないときは，その者の意思に反しない場合に限る。

- 1 負傷し，若しくは疾病にかかっているとき，又はこれらの疑いがあるとき。
- 2 飲食物を摂取しない場合において，その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

27．前回の委員会の最終見解にかんがみ，公立及び私立の精神医療施設における拘束手続に対する効果的かつ徹底した司法コントロールを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラ26）

（答）

- 1 精神科病院における行動制限については，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条に基づき，社会保障審議会の意見を聴いた上で患者の隔離及び身体的拘束に限って認めており，実際に行動制限を行うに当たっては，その必要性を精神保健指定医が判定することとしている。
- 2 さらに，同法第37条に基づき，例えば身体的拘束については，自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合，多動又は不穏が顕著である場合及びその他精神障害のために，そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合に，代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われるものと定めている。
- 3 加えて，当該患者に対して身体的拘束を行う理由を知らせよう努めるとともに，身体的拘束を行った旨及びその理由並びに身体的拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載すること，身体的拘束を行っている間においては，原則として常時の臨床的観察を行い，適切な医療及び保護を確保しなければならないこと，身体的拘束が漫然と行われることがないように，医師は頻回に診察を行うことといった具体的かつ効果的な手続を定めている。
- 4 また，同法第38条の5に基づき，精神科病院に入院中の者又はその保護者より退院又は処遇改善のための必要な措置の請求がなされた場合には，都道府県知事は，精神保健指定医，法律等の学識経験を有する者からなる精神医療審査会の審査を求めなければならないが，同審査会による審査の結果，請求が認められた者については，都道府県知事は退院又は処遇改善のための必要な措置を講じなければならないものとされている。また，措置入院等については，厚生労働大臣に対し，行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができるとされているほか，行政事件訴訟法に基づく訴訟を提起できる。
- 5 このように，現行法において十分に人権に配慮した手続が保障されているものである。

28.

(a) 前回の委員会の最終見解にかんがみ、家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む性的暴力及び女性に対する暴力を撲滅するための予防措置をとり、責任を有する者を訴追するため、拷問や不当な取扱いがあったとのすべての申立てについて、迅速、効果的かつ公平に捜査を行うためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ25)。この点において、そうした暴力についての報告を促し、被害者に対し、特に安全な住居、避難所及び心理的支援を含め、保護と適切なケアを提供するために締約国がとった措置について説明されたい。

(答)

1 本条約第16条は、「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動するものにより又はその煽動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもの」を対象としており、家庭内暴力等、いわゆる私人による暴力を対象としていない。

しかしながら、家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む性的暴力及び女性に対する暴力については我が国も積極的に取り組んでいるところである。

2. 配偶者からの暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策を行っている。

配偶者暴力防止法では、被害者の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供等の業務を行う配偶者暴力相談支援センターについて規定するとともに、被害者の申立てにより、一定の要件を満たす場合には、裁判所は、配偶者に対し、被害者等への接近等を禁止することを命ずる制度を設けている。

3. 予防措置として、まず「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日~同月25日)において、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を作成し、関係機関及び教育機関等全国へ普及した。

さらに、同教材を活用して若年層に対する効果的な指導が行えるよう、指導者研修を実施した。

4 次に、拷問や不当な取扱いがあったとのすべての申立てについて、迅速、効果的か

つ公平に捜査を行うためにとった措置として、最高検察庁において、2008年に、被疑者の取調べに関し、拷問や不当な取扱いに限らず、被疑者の弁護士等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは、決裁官がその内容を把握し、速やかに、所用の調査を行って、必要な措置を講じることが定められ、全国の検察庁において実施されている。

- 5 また、家庭内暴力、性犯罪等の女性に対する暴力を撲滅するために採った措置との関係で、前回審査以降に導入された制度として、2008年に施行された公判手続に関する被害者参加制度が挙げられる。同制度は、いわゆるDV事案や性犯罪を含む一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を直接行うことなどができる制度である。2009年において、実際に被害者参加制度が認められた件数は403件571名であり、そのうち被害者の精神的負担を軽減するための付き添いが認められた人員は24名、遮へい等の措置が採られた人員は50名である。

なお、従来から、検察庁においては、性犯罪等の被害者については、捜査段階において、必要に応じて女性捜査員が事情聴取に立会い、女性の取調官が事情聴取を行うなどの配慮を行っているほか、被疑者の負担や不安を和らげるため、犯罪被害者の支援にたずさわる「被害者支援員」を各検察庁に配置し、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介を行っている。

- 6 さらに、警察に対して寄せられた女性に対する暴力等の相談等に対しては、刑罰法令に抵触する場合には検挙その他の適切な措置を講ずることはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導警告を行うなどして被害の未然防止を図るために適切な措置を講じているほか、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談については、適切な機関への円滑な引継ぎを行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っている。

- 7 警察による犯罪被害者等に対する支援については、自宅が犯罪行為の現場となり、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、経済的、精神的負担の軽減を図っている。また、警察において、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備しており、現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。

- 8 各都道府県に設置されている婦人相談所においては、配偶者からの暴力被害女性や人身取引被害女性等からの相談に応じるとともに、保護が必要な女性に対しては一時保護を行うなどの支援を行っている。また、婦人相談所における心のケアのための心理療法担当職員の配置、外国人被害者を支援するための専門通訳者養成研修、弁護士等による法的な調整や援助を得るための法的対応支援などについて、推進している。
- 9 さらに、公営住宅について、配偶者からの暴力被害者を対象とした優先入居等の取扱いや単身入居を認めるなど、当該被害者の居住の安定確保に係る支援を行っている。

(b)すべての被害者(軍事基地に駐留する外国軍人からの暴力による被害者を含む。)が裁判所において補償を請求できるよう確保するためにとった措置につき情報を提供されたい。これらの請求数,許可が認められた数,及び,それぞれのケースにつき,命じられた補償額及び実際に支払われた額についての情報も含められたい。

(答)

1 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が,その職務を行うについて,拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った場合,被害者は,国家賠償法第1条の規定に基づき,国又は公共団体に対し,損害賠償を請求することができる。

拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った者が私人である場合には,被害者は,民法第709条の規定に基づき,当該私人に対し,損害賠償を請求することができる。また,公務員がその職務上の義務に違反したために拷問又は不当な取扱いに当たる行為を防止できなかった場合など,私人の行為によって生じた結果と公務員の職務義務違反行為との間に因果関係がある場合には,被害者は,国家賠償法第1条の規定に基づき,国又は公共団体に対し,損害賠償を請求することができる。

2 ただし,国家賠償か否か,また拷問等の被害者か否かという観点から統計を取っていないため,拷問等の被害者という分類の統計がなく,回答できるデータは持ち合わせていない。

3 なお,在日米軍人等の公務中の行為等で,第三者に対し損害を与えたものから生ずる請求権は,日米地位協定第18条5に基づき,日本国政府を相手とした訴訟等により日本国政府が処理することとされており,その上で,個別の事案毎に請求を満たすために要した費用を日米両政府間で分担することとなっている。一方,米軍人等の公務外の行為から生じた損害については,当該軍人等を相手とした訴訟等で処理することもできるが,第18条6は,米国政府が慰謝料を支払うことによる処理方法を指定している。米軍人等の公務外の行為から生じた損害については,一層の被害者救済のため,日米地位協定第18条6の運用改善として,日米両政府により,「前払い制度」,「無利子融資制度」及び「見舞金」の措置がとられている。

4 ただし,日米地位協定第18条に基づき処理されたものにおいて,拷問等の被害者か否かという観点から統計を取っていないため,拷問等の被害者という分類の統計がなく,回答できるデータは持ち合わせていない。

(c) 関連する法律を完全に理解し、あらゆる形態の女性に対する暴力やその被害者の権利やニーズに敏感となることを確保するためにとっている、法執行機関職員及び司法関係者に対する研修プログラムにつき詳述されたい。

(答)

1 警察職員

警察では、新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー事案等の女性に対する暴力事案の捜査要領、被害者への配慮等について理解させるための教育を実施している。

また、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー事案等の女性に対する暴力事案の捜査に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門的教育や警察本部等における研修会において、それぞれ従事する専門分野の内容に応じて、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。2008年3月には、執務資料として「人権に配慮した警察活動のための手引」を新たに作成し、全国警察に配布している。

2 裁判官

裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、国際人権規約をはじめとする各種国際法規の適用等に関し、国際人権問題を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員（国際機関の職員を含む。）等を講師として招き、各種講演を実施していると承知している。

また、各高裁で毎年1回、刑事事件や少年事件を担当している裁判官等を対象として、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるため、犯罪被害者支援に関する有識者や犯罪被害者問題の専門家を講師として招き、各種講演及び意見交換を行う研究会も実施していると承知している。

3 検察官

新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事に対する「検事一般研修」など、経験年数等に応じて実施する各種研修の中で、外部講師や各種条約・法令等を熟知した専門家を講師として、「被害者の心理」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。

4 入国管理局職員

全国の出入国管理官署に所属する職員のうち、指導的立場にある職員に対し、「入国管理局関係職員人権研修」及び「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施し、外部関係機関や学識経験者を講師とした、DV、人身取引等についての研修を行っている。

また、同研修に参加した職員が、各所属庁においてその研修内容を部下職員等に周知している。

5 矯正職員

矯正職員に対する教育及び訓練は、矯正研修所及び同支所において、年間計画に基づく体系的かつ集中的な集合研修が実施されているほか、各矯正施設においても各庁の実情等に応じ実務に即した多様な研修が行われている。

詳細については、上記12(a)を参照されたい。

(d) 女性に対する暴力の事案を減らすに当たり、これらの措置の効果・効率性につき情報を提供されたい。女性に対する暴力に関する申立て、関連する捜査、訴追、制裁措置、及び、被害者に提供された保護、のそれぞれについての統計的情報も提供されたい。

(答)

【暴力に関する申立て関連】

1 女性に対する暴力根絶のための広報啓発活動や配偶者暴力相談支援センターの設置数の増加(2011年4月1日現在(宮城・福島は2011年1月1日現在)201か所)等により、配偶者からの暴力被害の顕在化が図られている。

配偶者からの暴力事案に関する相談件数についての統計的情報は以下のとおりである。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	2002年 度	2003年 度	2004年 度	2005年 度	2006年 度	2007年 度	2008年 度	2009年 度
相談件数	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792

2 また、法務省の人権擁護機関が受け付けた女性に対する暴行・虐待に関する相談件数は以下のとおりである。

法務省の人権擁護機関に対する女性に対する暴行・虐待に関する人権相談件数

	2007年	2008年	2009年
人権相談件数	7,457	7,872	6,944

3 さらに、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力を含めた人権問題について、人権相談において適切な助言をし、関係機関を紹介するほか、人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として速やかに調査し、侵害事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた措置を講じている。

なお、最近における女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数は、次のとおりである。

	2007年	2008年	2009年
人権侵犯事件数	3,137	3,152	3,082

【刑事手続関連】

4 そして、28(a)において記載したとおり、配偶者からの暴力事案については、警

察においても積極的な対応をしており、当該事案の被害者が更なる被害に遭うことを未然に防止するための各種措置がとられているが、その数は下表のとおり年々増加している。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく対応状況等の推移(2005～2009年))

区分 \ 年次	2005	2006	2007	2008	2009
警察本部長等の援助	3,519	4,260	5,208	7,225	8,730
保護命令違反の検挙件数	73	53	85	76	92
他法令による検挙	1,367	1,525	1,581	1,650	1,658
加害者への指導警告	3,099	3,353	4,085	5,341	5,753
防犯機器・防犯機器貸出し	10,105	11,943	14,315	17,967	20,255

なお、性暴力犯に係る全体の起訴人員は、次のとおりである。

起訴人員

	2007年	2008年	2009年
強制わいせつ	1,412	1,304	1,335
強制わいせつ致死傷	157	139	117
強姦	571	524	434
強姦致死傷	239	198	139
集団強姦	52	49	68
集団強姦致死傷	23	18	21
強盗強姦	136	117	129

一部男性を被害者とするものを含む。

性暴力犯に係る全体の有罪人員は、次のとおりであると承知している。

刑事通常第一審事件における有罪(一部無罪を含む)人員(地裁)

	2007年	2008年	2009年
(準)強制わいせつ	1,016	898	892
(準)強制わいせつ致死傷	133	123	73
(準)強姦	345	306	266
(準)強姦致死傷	186	158	105
集団(準)強姦	43	55	53

集団（準）強姦致死傷	16	22	20
強盗強姦	65	61	57

- （注） 1 罪名は処断罪名である。
2 実人員である。

（参考）

刑法

第176条 強制わいせつ

第177条 強姦

第178条の2 集団強姦等

第181条 強制わいせつ等致死傷

第241条 強盗強姦

【保護関連】

5 また、婦人相談所における夫等からの暴力被害女性の一時保護数は以下のとおりである。

平成 2009 年度 4,681 人

平成 2008 年度 4,666 人

平成 2007 年度 4,549 人

29．近親相姦，性交以外の性的暴力及び男性に対する強姦を含め，刑法第177条における強姦の定義の範囲を拡大するためにとった措置を説明されたい。さらに，暴行に対する抵抗についての被害者の証明責任を除去するための措置，性的暴力の犯罪を訴追するために被害者の申立て要求を排除するためにとった措置につき情報を提供されたい。

(答)

性交以外の性的暴力および男性に対する性的暴力については，刑法第176条(強制わいせつ罪)により，近親相姦については同条又は第177条(強姦罪)等により処罰することが可能である。

また，強姦罪の成立のために必要とされる暴行又は脅迫は，被害者の反抗を著しく困難にする程度のもので足りるとされており，暴行に対して被害者が現実には抵抗をしたことは必要とされていない。

我が国では，被害者保護の観点から，強制わいせつ罪，強姦罪，準強制わいせつ罪，準強姦罪及びこれらの罪の未遂罪については，告訴がなければ起訴することができない親告罪とされているが，2000年の刑事訴訟法改正により告訴期間の制限が撤廃された。なお，集団強姦罪，強制わいせつ等致死傷罪については，犯人処罰の公益的必要性を優先させて，非親告罪とされている。

(参考)

刑法

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し，暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は，6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し，わいせつな行為をした者も，同様とする。

(強姦)

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は，強姦の罪とし，3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も，同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ，又は心神を喪失させ，若しくは抗拒不能にさせて，わいせつな行為をした者は，第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ，又は心神を喪失させ，若しくは抗拒不能にさせて，姦淫した者は，前条の例による。

(集団強姦等)

第178条の2 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。

(未遂罪)

第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第180条 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

30

(a) 前回の委員会の最終見解に関し、人身取引に対処するためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ25)。この関連で、興行査証の使用を制限したか否か、インターンや研修プログラム(注:外国人研修、技能実習制度を指すものと思われる)のための査証発給を注意深く監視しているか否かにつき説明されたい。「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」を含めたすべての関連する国際条約を批准するためにとっている措置につき説明されたい。

(答)

1 人身取引に対処するためにとった措置

日本政府は2004年に策定した人身取引対策行動計画に基づき、IC旅券の導入等の水際対策、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し及び査証審査の厳格化、人身売買罪の創設、取締りの徹底、人身取引被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等の人身取引対策を着実に実施し、大きな成果を上げてきた。政府は、人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月にこれを改訂し、「人身取引対策行動計画2009」を策定した。これに基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護の一層の充実を図ることとしている。関係機関は、相互に連携し、それぞれの施策を包括的に実施していく。具体的には、同計画に盛り込まれた新たな項目は、以下のとおり。

- 労働搾取への対応を含む法令遵守の促進
- 児童の性的搾取に対する厳正な対応、児童ポルノ排除に向けた取組の強化
- 被害者への母国語・女性対応の充実や多言語ホットラインの運用(支援)の検討
- 被害者の中長期的な保護施策及び男性被害者などに対する保護施策の検討
- 被害者の認知から保護・帰国までの手続の検証
- 人身取引対策を一元的に担当する部局の設置の検討
- 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知

2 興行査証及び外国人研修・技能実習制度

政府が2004年に策定した「人身取引対策行動計画」に基づき、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し及び査証審査の厳格化を実施した結果、「興行」査証の発給件数は著しく減少した。

外国人研修・技能実習制度については、これまで国際基準に照らして人身取引や強制労働に該当するような著しく悪質な事例が発生したとの報告は受けていないが、当該査証発給に係る厳格な審査を実施してきた。なお、2010年7月に施行された改正入管法では、技能実習生に対して労働関係法令上の保護及びその法的地位の安定化を図るた

めの措置を講じており、より適正な制度の実施に努めている。

3 人身取引議定書の批准

人身取引議定書については、2005年6月に締結につき国会の承認を得て、国内担保法も既に成立している。他方、親条約である国際組織犯罪防止条約が未締結であるため、同議定書の締結には至っていない。現在、同条約及び人身取引議定書の締結へ向けて、関係省庁と連携をとりつつ、必要な検討を進めている。

4 なお、前回の委員会の最終見解において「人身取引被害者が不法移民として扱われ、補償又は救済なく強制送還されている」とあるが、そのような事実はない。不法残留等の入管法違反の状態となっていた外国人被害者に対しては、在留特別許可を付与し法的地位の安定を図っており、これまで入国管理局が保護又は帰国支援した外国人被害者のうち、入管法違反の状態となっていた115人全員に在留特別許可をしている。

(b) 締約国が、この関連で効果的に刑事法を強化したか否かにつき説明されたい。この点において、2004年12月の人身取引対策行動計画の実施状況及び効果、刑法及び出入国管理及び難民認定法における関連法規改正についての最新の情報を提供されたい。

(答)

1 2004年12月の人身取引対策行動計画策定以来、人身取引の防止、撲滅、人身取引被害者の保護の観点から、次のような取組みを推進した。

- ・ IC 旅券の導入等の水際対策や在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、査証審査の厳格化等
- ・ 不法就労事案や悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底等
- ・ 人身取引被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等

2 また、刑法及び入管法における関連法規についても、同計画に基づき、次のとおり改正が行われている。

- ・ 刑法改正により、人身売買、臓器摘出目的を含む生命身体加害目的略取誘拐、並びに被拐取者及び売買された被害者の輸送、引渡し及び蔵匿の各行為に対する罰則を新設するとともに、逮捕監禁罪及び未成年者略取誘拐罪の法定刑を引き上げ(2005年)
- ・ 入管法改正により、被害者保護の強化(被害者に在留特別許可できる規定の新設等)及び加害者処罰にかかる規定を整備(2005年)

3 こうした取組みの結果、人身取引被害者の数は、2005年には117名であったものが、2009年には17名まで減少するとともに、適切な被害者の保護が図られるなどの効果が得られた。

なお、2009年12月には人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、政府一体となった対策を引き続き推進していくために、人身取引対策行動計画2009を策定している。

(参考)

刑法

- 第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。
- 第224条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。
- 第225条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

第226条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第226条の2 人を買収した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第226条の3 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第227条 第224条、第225条又は前3条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 第225条の2第1項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

4 第225条の2第1項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、2年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

第228条 第224条、第225条、第225条の2第1項、第226条から第226条の3まで並びに前条第1項から第3項まで及び第4項前段の罪の未遂は、罰する。

第229条 第224条の罪、第225条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第227条第1項の罪並びに同条第3項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

入管法

第2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六（略）

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を略取し，誘拐し，若しくは売買し，又は略取され，誘拐され，若しくは売買された者を引き渡し，収受し，輸送し，若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか，営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，18歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか，18歳未満の者が営利，わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ，又はそのおそれがあることを知りながら，当該18歳未満の者を引き渡すこと。

八～十六（略）

第5条 次の各号のいずれかに該当する外国人は，本邦に上陸することができない。

一～七（略）

七の二 人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者

八～十四（略）

2（略）

第12条 法務大臣は，前条第三項の裁決に当たって，異議の申出が理由がないと認める場合でも，当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは，その者の上陸を特別に許可することができる。

一（略）

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき。

三（略）

2（略）

第24条 次の各号のいずれかに該当する外国人については，次章に規定する手続により，本邦からの退去を強制することができる。

一～三の四（略）

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可，寄港地上陸の許可，通過上陸の許可，乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行っていると明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ロ（略）

ハ 人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者

ニ～リ（略）

ヌ 売春又はその周旋，勧誘，その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ル~ヲ(略)

四の二~十(略)

第50条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一・二(略)

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四(略)

2・3(略)

(c) 人身取引の被害者保護が実際上不十分であるという懸念に対処するためにとった措置についての情報を提供されたい。

(答)

1. 我が国は、婦人相談所における人身取引被害女性の保護、カウンセリング等を行う心理療法担当職員の配置、適切な母語の通訳雇上げ、医師の診察や医療費の補助支援、必要に応じて弁護士等による法的対応支援について、予算措置を行っている。さらに、2010年度より、より長期的な保護が必要と判断される被害者に対しては、婦人保護施設において、人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。

2. 日本政府は、人身取引は重大な犯罪かつ人権侵害であるとの認識の下、2009年12月に従来 of 行動計画を改定し、「人身取引対策行動計画2009 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/index.html>」を策定した。これに基づき、関係機関が連携しつつ、人身取引の防止、撲滅、被害者保護の分野にわたり包括的に施策を実施していくこととされており、外国人人身取引被害者に対しては、帰国支援及び社会復帰支援を実施している。なお、2005年以降、2010年12月末までに帰国を希望する外国人人身取引被害者196人に対し帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を行った(参考「人身取引対策行動計画2009」)。

また、平成18年度以降、東南アジアにおいて、継続して人身取引被害者の保護及び社会復帰支援を目的に、国連薬物犯罪事務所(UNODC)を通じて、性的搾取からの子供の保護や、意識啓発・また被害にあった児童の心理的ケアを行う人身取引対策プロジェクトを実施している。

(d) 人身取引の事案を削減するためのこれらの措置の効果・効率性についての情報を提供されたい。締約国に入った及び締約国を經由した人身取引被害者数に関するデータを提供されたい。人身取引に関する申立ての件数，関連した捜査件数，起訴件数，制裁件数，及び，被害者に提供された保護に関する統計的データも併せ示されたい。

(答)

【締約国に入った及び締約国を經由した人身取引被害者数】

2005年の入管法改正により，人身取引被害者が保護の対象になることを明確にした。その結果，同年から2009年末までに入国管理局が保護又は帰国支援した者は250人であり，この内，入管法違反の状態にあった115人全員に在留特別許可し法的地位の安定を図った。

なお，我が国を經由した人身取引被害者数は把握していないが，空港のトランジットエリアにおいて第三国向け乗り継ごうとしていた未成年外国人女性1名を人身取引被害者として保護した事例がある。

(入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者数(2005～2009年))

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
正規在留者	68	20	27	11	9
入管法違反者	47	27	13	17	11
被害者総数	115	47	40	28	20

入管法違反の状態にあった被害者全員について在留特別許可している。

【捜査件数】

日本では，2004年に人身取引対策行動計画を策定し，人身取引事犯の防止・撲滅に向けた各種対策を行ってきたところ，我が国の人身取引をめぐる近年の情勢等を踏まえ，政府一体となった対策を引き続き推進していくため，2009年12月，「人身取引対策行動計画2009」を策定した。

同計画では，警察関係の項目として

児童の性的搾取に対する厳正な対応

悪質な雇用主，ブローカー等の取締りの徹底

等による人身取引の撲滅等が盛り込まれており，警察としては，同計画を踏まえ，関係省庁と緊密に連携し，人身取引対策に取り組んでいる。

また，警察庁では，関係省庁と協力しながら，タイ語，タガログ語，スペイン語等で記載された人身取引に係るリーフレットを関係機関等に配布するなどして，人身取引の被害者に，日本における被害者保護等の取組を周知している。

(人身取引に係る検挙件数等(2005~2009年))

区分	年次	2005	2006	2007	2008	2009
検挙件数		81	72	40	36	28
検挙人員		83	78	41	33	24
被害者総数		117	58	43	36	17

【起訴件数】

刑法第226条の2に係る全体の起訴人員は、次のとおりである。

起訴人員

	2007年	2008年	2009年
営利人身買受け	5	2	3
人身売渡し	6	3	1

刑法226条の2に係る全体の有罪人員は、次のとおりであると承知している。

刑事通常第一審事件における有罪(一部無罪を含む)人員(地裁)

	2007年	2008年	2009年
営利買受け等	6	2	1
人身売渡し	6	3	-

(注) 1 罪名は処断罪名である。

2 実人員である。

3 「営利買受け等」は、刑法226条の2第3項、「人身売渡し」は、同条第4項による。

(参考)

刑法

第226条の2 人身買受け

- 2 未成年の買受け
- 3 営利人身買受け
- 4 人身売渡し
- 5 国外移送目的での人身売買

【被害者の提供された保護に関する統計】

婦人相談所における人身取引被害者の保護人数は以下のとおりである。

2009年度 14人

2008年度 39人

2007年度 36人

第16条

31. 家庭における体罰を禁止するために締約国がとった措置についての情報を提供されたい。

(答)

- 1 本条約第16条は、「第一条に定める拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもの」を対象としており、家庭内暴力等、いわゆる私人による暴力を対象としていない。
- 2 いずれにせよ、「家庭における体罰」について我が国は、児童虐待防止法第3条において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と児童に対する虐待の禁止を規定し、また、同法第14条第1項において「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」と規定し、児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）に対して、親権等の行使が児童虐待とならないように適切な行使をするよう配慮すべき義務を課している。

その他の課題

32. 前回の委員会の最終見解により勧告されたとおり、拷問等禁止条約第22条に基づく委員会の（個人通報を受理し検討する）権限を認めるためにとった措置、及び、本条約の選択議定書を批准するためにとった措置について説明されたい。

（答）

- 1 拷問等禁止条約第22条の定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。
- 2 同制度の受入に当たって、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っている。2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく。
- 3 また、本条約の選択議定書について、政府としては、本選択議定書の規定と国内法との関係等につき検討を行っているところである。

33 .テロの脅威に対応するために締約国がとった措置につき最新の情報を提供されたい。また、これらの措置が法律上あるいは事実上人権保護に影響を与えたか否か、与えた場合にはどのように与えたかについて、及び、どのようにしてテロ対策のためにとられたこれらの措置が国際法上のすべての義務に合致することを確保しているかにつき説明されたい。法執行機関関係者に対する関連研修について、そのような規定の下で有罪判決を受けた人数及びその罪名について、テロ対策のためにとられた措置を受けた者に対する法的救済措置について、国際的基準の不遵守についての申立てがあるか否か、及び、その申立ての結果、のそれぞれにつき説明されたい。

(答)

1 2004年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において「テロの未然防止に関する行動計画」が策定された。これに基づき、我が国は 上陸審査時に外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける規定の整備、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年法律第43号）」を2006年5月に成立させた。

2 また、2008年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が策定され、これまでの国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ、「テロの脅威等への対処」のための施策が盛り込まれた。これらの行動計画に基づき関係省庁にて施策が推進されている。

3 なお、法務執行機関関係者に対する関連研修については、例えば、裁判官の研修を担当する司法研修所においては、現在のところ、テロ対策そのものをテーマとする研修は実施していないが、パラ12、28で述べたとおり、毎年、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で国際的な人権保障に関わる研修を実施しているほか、組織的犯罪に係る犯罪収益の没収等に関する司法研究を実施し、その研究結果をまとめた報告書を各裁判所に配布していると承知している。また、検察官、矯正職員、入国管理局職員等に対しては、テロ対策に係る研修は行っていないものの、担当職務の適正な遂行を徹底するため、その経験年数等に応じて各種研修を実施しているところ、その中で、国際人権関係条約及び関連する諸条約等の人権課題をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に努めている。

条約の実施に関する新たな措置及び進展を含めた国内人権状況に関する一般的情報

34. 関連する法的決定を含め、前回の政府報告提出以降に行われた、国内における人権の保護・促進のための法的・組織的枠組みについての関連する新たな進展についての詳細な情報を提供されたい。

(答)

独立性を有する人権救済機関の創設を目的とする人権擁護法案は、2002年3月、国会に提出されたが、2003年10月に衆議院の解散により廃案となった。

新たな人権救済機関の設置については、救済対象とすべき人権侵害の範囲、人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていない。

我が国としては、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設を重要な課題と位置付けており、機構の創設に向けて、必要な準備を続けていきたいと考えている。

なお、法務省の人権擁護機関は、全国約320か所に設置された、法務局・地方法務局及びその支局において、人権救済活動(被害者からの人権侵害の申立てに対する対応を含む。)及び人権啓発活動を行っている。これらの活動については、法務省人権擁護局の下、国家公務員である法務局・地方法務局職員及び民間のボランティアである人権擁護委員(全国で約1万4000人)が公正中立な立場で適切に実施しているところであるが、その職務の独立性への信頼を担保する法的手立てが十分でないなどの課題があると考えている。

このような現状を踏まえて、新たな人権救済機関の創設に向けた準備を続けつつ、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を進めていきたいと考えている。

35 . 国内の人権計画，そのための資源配分，その手段，目的及び成果を含め，前回の政府報告提出以降に行われた，国内における人権保護・促進のためにとられた新たな政治的，行政的その他の措置についての詳細な関連情報を提供されたい。

(答)

法務省の人権擁護機関では，従来から全国約320か所に設置された法務局・地方法務局及びその支局において，面接や電話による人権相談に応じてきたが，2006年から，人権相談用の便せん及び封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童全員に配布し，また，2007年から，専用相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤル化するとともに，パソコンや携帯電話により24時間の相談受付が可能なインターネット人権相談受付システムを設置するなどして相談体制の強化を図ってきた。

36. 必要な統計的データや、締約国内において生じたあるいは条約と関連する何らかの出来事を含め、2007年の前回の政府報告審査以降、条約の実施あるいは委員会の最終見解の実行のためにとった措置や進展についてのその他の情報につき提供されたい。

(答)

- 1 我が国が拷問禁止条約第19条に従い拷問禁止委員会に提出した報告書の審査に基づく同委員会の結論及び勧告(CAT/C/JPN/CO/1)(2007年8月7日)のパラグラフ28は、拷問禁止条約の締約国が国際刑事裁判所に関するローマ規程(以下、ICC規程)の締約国になることを検討するよう奨励している。我が国は、2007年7月17日にICC規程の加入書を国連事務総長に寄託し、同年10月1日に正式にICC規程の締約国となった。ICC規程への加入に先立ち、我が国は、ICC規程上の協力義務を国内的に実施し、ICC規程第70条の裁判の運営に対する犯罪を処罰するために、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」を制定している。

- 2 また、少年矯正運営の一層の適正化を推進するとともに、少年院における矯正教育及び少年鑑別所における資質鑑別を始めとする施設機能の充実を図り、もって被収容少年の健全育成及び円滑な社会復帰に資するよう、各界の有識者に意見を伺う場として11人の委員からなる「少年矯正を考える有識者会議」を設置し、2010年1月から12月までの間、議論が行われ、少年矯正の在り方についての提言書が提出された。